

# 幼児教育の現状と課題について

文部科学省初等中等教育局  
幼児教育課長 先崎 卓歩

# Outline

- 1 「幼児教育」の現状
- 2 幼児教育の無償化について
- 3 新しい時代の初等中等教育の在り方について（中教審諮問）
- 4 幼稚園教育要領について
- 5 令和元年度予算について
- 6 事故防止及び虐待対応

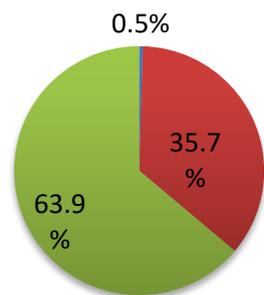
# 幼稚園の現状（平成30年度）

(平成30年5月1日現在)

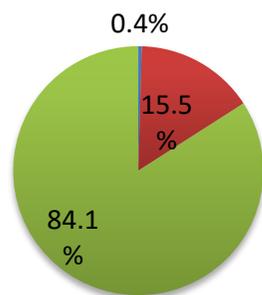
区分		合計		国立		公立		私立	
幼稚園数		10,474 園	100%	49 園	0.5%	3,737 園	35.7%	6,688 園	63.9%
園児数	合計	1,207,884 人	100%	5,330 人	0.4%	186,762 人	15.5%	1,015,792 人	84.1%
	3 歳 児	357,309 人	100%	1,345 人	0.4%	35,052 人	9.8%	320,912 人	89.8%
	うち前年度間入園者	53,025 人	100%	0 人	0.0%	334 人	0.6%	52,691 人	99.4%
	4 歳 児	411,642 人	100%	1,969 人	0.5%	67,687 人	16.4%	341,986 人	83.1%
	5 歳 児	438,933 人	100%	2,016 人	0.5%	84,023 人	19.1%	352,894 人	80.4%
教員数（本務者）		95,592 人	100%	351 人	0.4%	18,932 人	19.8%	76,309 人	79.8%

(出典:平成30年度学校基本調査)

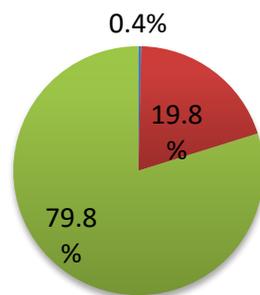
幼稚園数



園児数

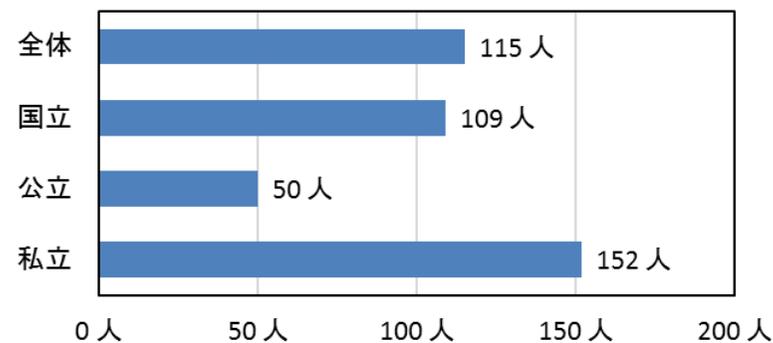


教員数



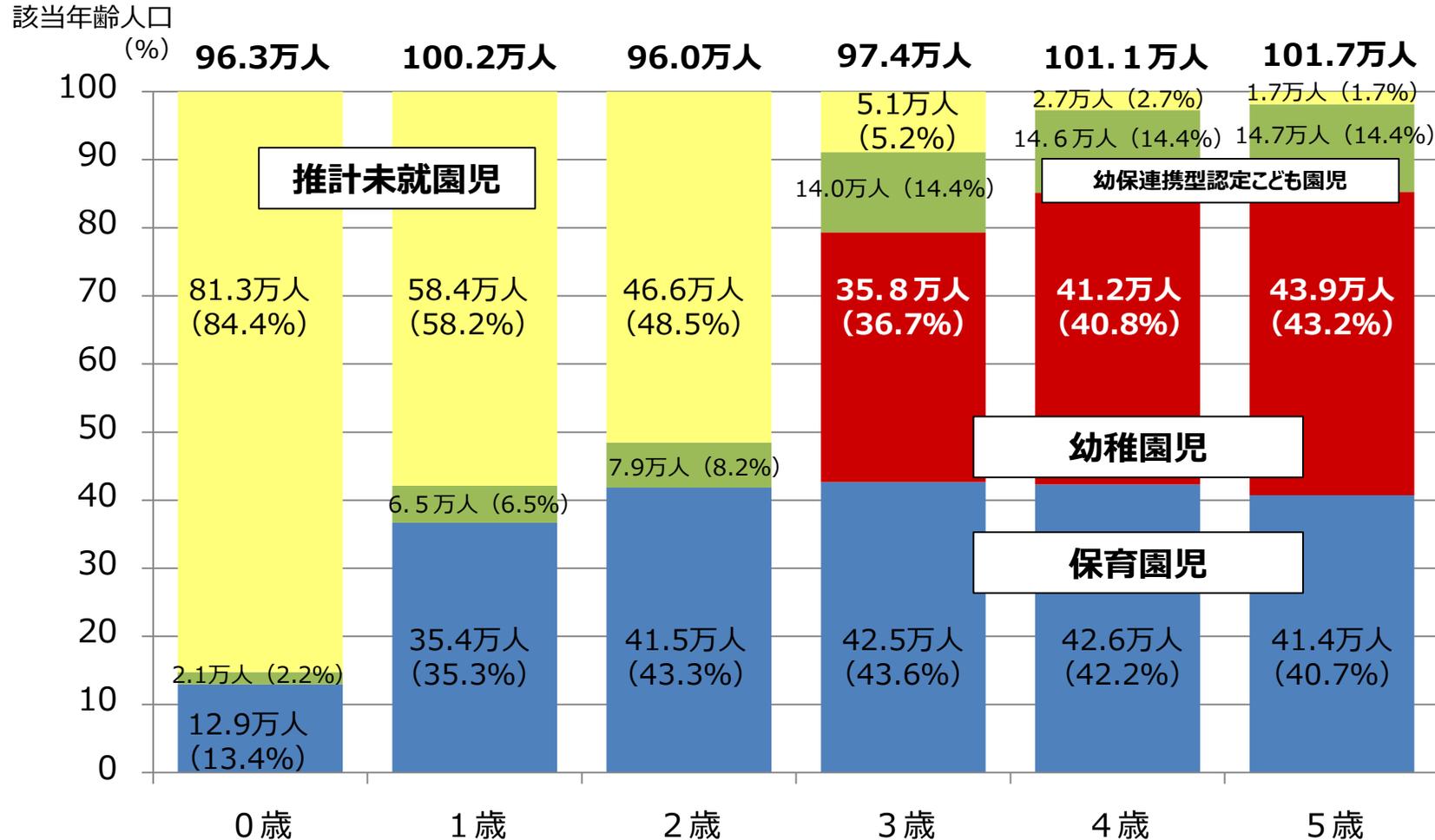
■ 国立 ■ 公立 ■ 私立

1園当たりの在園児数



(注) ・「前年度間入園者数」は、前年度の満3歳の誕生日以降に入園した幼児数である。  
 ・幼稚園数、在園児数及び教員数（本務者）は幼稚園型認定こども園も含む。

# 保育園と幼稚園の年齢別利用者数及び割合（平成30年度）



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（平成29年10月1日現在）より。

※幼保連携型認定こども園の数値は平成30年度「認定こども園に関する状況調査」（平成30年4月1日現在）より。

※幼稚園の数値は平成30年度「学校基本調査」（確定値、平成30年5月1日現在）より。「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。

※保育園の数値は平成30年の「待機児童数調査」（平成30年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成29年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数比により按分したもの。

※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

# 認定こども園制度の概要

## 「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ① 就学前の子供を、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育及び保育を一体的に行う機能
- ② 子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育て支援の機能

## 認定こども園の類型

### 幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ。

### 幼稚園型

幼稚園が、保育を必要とする子供のための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

### 保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子供以外の子供も受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

### 地方裁量型

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子供以外の子供も受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

## 認定こども園の数

(子ども・子育て本部調べ (平成30年4月1日現在))

園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
6,160 H29 (5,081)	4,409 (3,618)	966 (807)	720 (592)	65 (64)

## 各都道府県別の数

(子ども・子育て本部調べ (平成30年4月1日現在))

都道府県	園数		都道府県	園数		都道府県	園数	
	H30	H29		H30	H29		H30	H29
北海道	344	284	石川県	180	145	岡山県	86	62
青森県	260	237	福井県	107	88	広島県	134	111
岩手県	81	63	山梨県	64	50	山口県	53	46
宮城県	44	30	長野県	68	59	徳島県	54	46
秋田県	89	81	岐阜県	101	87	香川県	46	33
山形県	75	60	静岡県	247	194	愛媛県	74	60
福島県	90	76	愛知県	169	123	高知県	34	34
茨城県	198	185 0	三重県	40	27	福岡県	112	93
栃木県	116	101	滋賀県	85	71	佐賀県	74	66
群馬県	206	159	京都府	77	49	長崎県	135	119
埼玉県	93	70	大阪府	573	505	熊本県	133	110
千葉県	145	103	兵庫県	463	400	大分県	127	113
東京都	129	120	奈良県	60	47	宮崎県	178	160
神奈川県	140	100	和歌山県	52	42	鹿児島県	198	156
新潟県	152	116	鳥取県	40	34	沖縄県	79	37
富山県	103	88	島根県	52	41	合計	6,160	5,081

# Outline

1 「幼児教育」の現状

2 幼児教育の無償化について

3 新しい時代の初等中等教育の在り方について（中教審諮問）

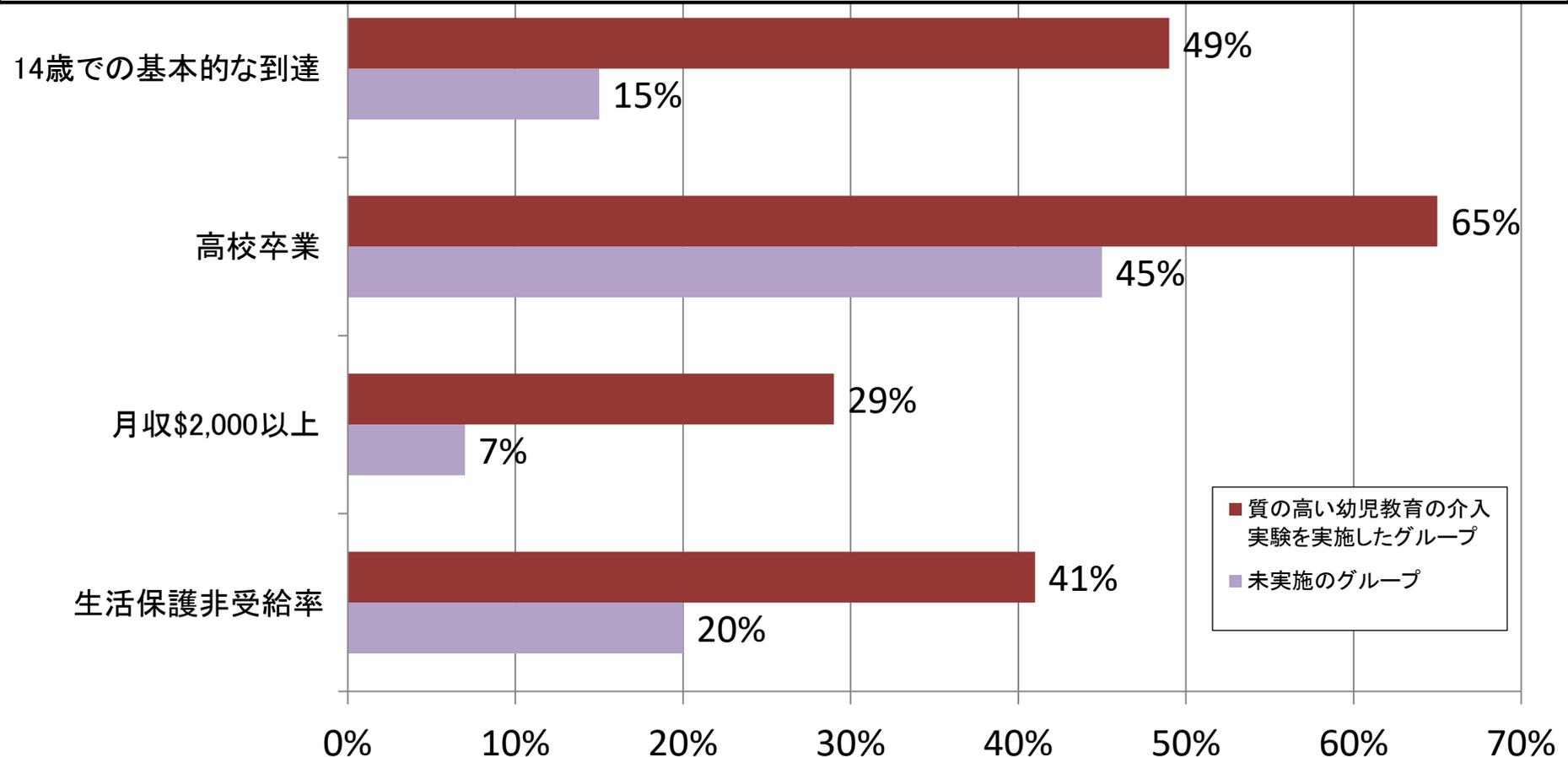
4 幼稚園教育要領について

5 令和元年度予算について

6 事故防止及び虐待対応

# 幼児教育への投資の効果

- 教育の効果は、受けた本人だけでなく、社会に対しても効果大きい。
- 質の高い幼児教育プログラムへの参加は、将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等につながる。



出典： Heckman and Masterov (2007) "The Productivity Argument for Investing in Young Children"

※ 1960年代のアメリカ・ミシガン州において、低所得層アフリカ系アメリカ人3歳児で、学校教育上の「リスクが高い」と判定された子供を対象に、一部に質の高い幼児教育を提供し、その後約40年にわたり追跡調査を実施しているもの。（ペリー就学前計画）

# OECD（経済協力開発機構）：Starting Strong（人生の始まりこそ力強く） 幼児との関わり：幼児教育・保育の質に関する研究から得られた教訓（抜粋） （2018年3月27日発行）

子どもの発達と学びに対する質の高い幼児教育・保育（ECEC）の効果は、文献により十分に確立されており、プロセスの質がECECを通じた子どもの発達の最も重要な要素であるとの一般的なコンセンサスが存在する

経済協力開発機構（OECD）の報告書「Starting Strong」とその他の国際的研究により、質の高いECECは、言語の使用やアカデミックスキルの芽生え、早期の識字および計算、社会情緒的スキルなどといった様々な領域の子どもの早期発達とその後の就学後のパフォーマンスにとって有益であることが指摘されている。

質の高いECECが持つメリットはこの他にも、健康的な摂食習慣や身体活動習慣の定着の後押しなど、健康およびウェルビーイングにも及ぶ。質の高いECECサービスは、労働市場への参加、貧困の削減、異なる世代間の社会的移動性および社会的統合の向上など、子どものその後の人生における成果にもつながるというエビデンスが増加している

# 秋田喜代美教授（東京大学教育学部長） 参議院・内閣委員会における参考人質疑意見陳述（抜粋）

幼児教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培い、人の生涯にわたる幸福やWellbeingをもたらすということです。

そこでいう教育とは、いわゆる知的な能力の育成の側面だけではなく、非認知能力と呼ばれるような、他者と共にうまくやっていく協働性や他者への思いやり行動、そして自分の感情を抑制し、集中して目標に向かって取り組むなどの自己調整能力の育成にも大きな効果を安定的にもたらします。これは、20年、30年に渡って人の発達を追跡した長期縦断研究という研究方法によって得られた結果です。欧米や中南米など数多くの国で行われた100を超える研究から結果を集め、その知見をメタ分析と言われる方法を用いて出されたものです。つまり、安定的で信頼できる知見であるということです。

また幼児教育は認知および非認知能力と共に体力や運動能力の育成の点でも生涯に渡る心身の健康な生活のためにも重要です。

格差無く、落差なく、段差なく、つまり子供たちに、家庭の経済格差による違い無く、また落としこぼすという落差なく、幼児教育・保育を行うことが、小学校以降への円滑な移行を段差なく可能とすると考えられます

# 教育費負担が少子化問題の最大の原因

## 理想の子供数と 実際に生まれた子供数

・実際に生まれた子供数は、理想の子供数を下回る

理想の子供数  
**2.32人**



実際に生まれた子供数  
(完結出生児数)  
**1.94人**

## 理想の子供数を持ってない理由

・理想の子供数を持ってない最大の理由は「子育て・教育にお金がかかりすぎること」

<理想の子供数を持たない理由>

1	子育てや教育にお金がかかりすぎる	56.3%
2	高年齢で生むのはいやだ	39.8%
3	欲しいけれどもできない	23.5%

出典：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査」(H27)

## 妊娠・出産に積極的になる要素

・妊娠・出産に積極的になる最大の要素は「将来の教育費補助」  
「幼稚園・保育所などの費用補助」

<妊娠・出産に積極的になる要素>

1	将来の教育費に対する補助	68.6%
2	幼稚園・保育所などの費用の補助	59.4%
3	妊娠・出産に伴う医療費の補助	55.9%

出典：内閣府平成26年度「結婚・家族形成に関する意識調査」報告書

# 諸外国における幼児教育無償化の取組例

イギリス、フランス、韓国では、幼児教育の重要性を踏まえ、3～5歳児について、所得制限を設けずに無償化が進められている（イギリスでは、5歳から義務教育）。

イギリス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2004年までに<u>全ての3～4歳児</u>（※5歳から義務教育）に対する幼児教育の無償化を実現（週12.5時間、年33週分が上限）。</li> <li>・ 2010年に無償化の対象時間を拡大（週15時間、年38週分が上限）</li> <li>・ 2014年に低所得世帯の2歳児（全体の40%）も無償化。</li> <li>・ 2017年に社会・経済的困難家庭や就労家庭の3・4歳児の無償化対象時間を拡大（週30時間、年間38週分が上限）。</li> </ul>
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>3～5歳児を対象とした幼稚園は99%が公立であり、無償。</u> （3歳以上のほぼ全員が幼稚園に在籍。）</li> </ul>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>3～5歳児に対する幼児教育の無償化の方針を法定</u>（2012年）。</li> <li>・ <u>公立については、2013年に無償化を達成。私立については、支援規模を段階的に拡大し、無償化を目指している。</u></li> </ul>

# 幼児教育の無償化に関する経緯

## 平成24年11月 与党衆議院選挙公約

自由民主党：すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するとともに、**国公立の幼稚園・保育所・認定こども園を通じ、すべての3歳から小学校就学までの幼児教育の無償化**に取り組みます。

公明党：就学前3年間の**幼稚園・保育所・認定こども園等の幼児教育の無償化**を進めます。

低所得世帯・多子世帯を中心に  
幼児教育の段階的無償化

### 生活保護世帯

無償化

### 市町村民税非課税世帯 年収360万円以上世帯

第1子 軽減  
第2子 無償化  
第3子～ 無償化

第1子 軽減  
第2子 軽減  
第3子～ 無償化

### ひとり親世帯

無償化  
※課税世帯の第1子のみ  
少額の負担あり

### 年収360万円未満世帯 年収680万円以上世帯

第1子 軽減  
第2子 軽減  
第3子～ 無償化

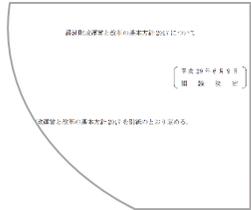
第1子 軽減なし  
第2子 軽減  
第3子～ 無償化

## 平成29年9月 安倍内閣総理大臣記者会見



子育て世代への投資を拡充するため、これまでお約束していた消費税の使い道を見直すことを、本日、決断しました。（略）**幼児教育の無償化も一気に進めます。**2020年度までに3～5歳まで、全ての子供たちの幼稚園や保育園の費用を無償化します。0～2歳児も、所得の低い世帯では全面的に無償化します。

## 平成30年6月 経済財政運営と改革の基本方針2018（閣議決定）



### 1. 人づくり革命の実現と拡大

「人づくり革命」では、**第一に、幼児教育無償化を一気に加速する。**3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子供を対象として無償化する。0歳から2歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。

令和元年10月1日  
幼児教育・保育の無償化スタート

# 対象者・対象施設の基本的な考え方

- ① 3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育の費用を無償化し、
- ② 幼稚園、保育所、認定こども園以外についても認可保育所に入ることができない待機児童がいることから、保育の必要性のある子供については、認可外保育施設等を利用する場合でも無償化の対象とする

# 対象者・対象施設

## 共働き世帯等（保育の必要性あり）

	幼稚園	預かり保育	認定こども園	保育所・地域型保育	企業主導型保育	認可外保育施設・一時預かり事業等
 0歳～2歳 （住民税非課税世帯）			○	○	○	○
 満3歳児 （住民税非課税世帯）	○	○	○	○	○	○
 満3歳児 （上記以外）	○		○ （1号のみ）			
 3歳～5歳 （満3歳を迎えた次の4月～）	○	○	○	○	○	○

## 専業主婦世帯（保育の必要性なし）

	幼稚園	預かり保育	認定こども園	保育所・地域型保育	企業主導型保育	認可外保育施設・一時預かり事業等
 満3歳～5歳 （満3歳を迎えてから～）	○		○			

# 幼児教育・保育無償化の対象施設と無償化の方式について

## 子ども・子育て支援新制度対象施設



## その他の無償化対象施設・事業



### 子どものための教育・保育給付の拡充

利用者負担額をゼロに（子ども・子育て支援法施行令の改正）

⇒ 公定価格の全額を施設型給付費等により公費負担し、教育・保育を現物給付化。なお、公定価格外の特定保育料（上乗せ徴収）の有無は、幼稚園等ごとに異なりうる。

### 子育てのための施設等利用給付の創設

子ども・子育て支援法を改正し、上記施設・事業の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」を創設。

⇒ 施設等で定める利用料の一定額まで施設等利用費を支給（日用品費、行事参加費、給食費、通園費は対象外）。

# 子ども・子育て支援新制度の全体像（法改正後）

## 子ども・子育て支援給付（第8条）

### 子どものための教育・保育給付 （第2章第3節、第3章第1節）

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模  
保育等に係る共通の財政支援

#### 施設型給付費

認定こども園 0～5歳

#### 幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導  
監督の一本化、学校及び児童福祉施設  
としての法的位置づけを与える等、制度  
改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方  
裁量型

幼稚園  
3～5歳

保育所  
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市  
町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、  
委託費を支弁

#### 地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、  
居宅訪問型保育、事業所内保育

### 子育てのための施設等利用給付 （第2章第4節、第3章第2節）

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、  
預かり保育等の利用に係る支援

#### 施設等利用費

幼稚園<未移行>  
（第7条第10項第2号）

特別支援学校  
（第7条第10項第3号）

預かり保育事業  
（第7条第10項第5号）

認可外保育施設等  
（第7条第10項第4号、6号～8号）

・認可外保育施設  
・一時預かり事業  
・病児保育事業  
・子育て援助活動支援事業  
（ファミリー・サポート・センター事業）

※ 認定こども園（国立・公立大学法人  
立）も対象（第7条第10項第1号）

## その他の子ども及び子どもを養育している者 に必要な支援

### 地域子ども・子育て 支援事業（第4章）

地域の実情に応じた  
子育て支援

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業  
（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付  
を行う事業  
（幼稚園<未移行>における  
**低所得者世帯等の子ども  
の食材費（副食費）に対する  
助成（第59条第3号ロ）**）
- ・多様な事業者の参入促進・  
能力活用事業

### 仕事・子育て両立支 援事業（第4章の2）

仕事と子育ての  
両立支援

- ・企業主導型保育  
事業  
⇒事業所内保育を  
主軸とした企業主  
導型の多様な就労  
形態に対応した保  
育サービスの拡大  
を支援（整備費、運  
営費の助成）
- ・企業主導型ベビー  
シッター利用者支  
援事業  
⇒繁忙期の残業や  
夜勤等の多様な働  
き方をしている労働  
者が、低廉な価格  
でベビーシッター派  
遣サービスを利用  
できるよう支援

市町村主体

国主体

# 幼児教育・保育の無償化後の「保育料」について

## < 無償化前 >

		保 育 料 (月額)	
私学助成園		満3歳～5歳 (新制度未移行幼稚園)	所得に応じて還付 (最大25,700円)
子ども 子育て 支援 新制度 対象園	1号	共働き家庭以外等の 満3歳～5歳 (新制度幼稚園、認定こども園)	所得に応じて徴収 (最大25,700円)
	2号	共働き家庭等の 3歳～5歳 (保育所、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均37,000円)
	3号	共働き家庭等の 0歳～2歳 (保育所、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均42,000円)



## < 無償化後 >

保 育 料 (月額)		預かり保育等利用料 (月額)	
所得にかかわらず 25,700円を上限に無償化 <small>※保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担</small>		所得にかかわらず 11,300円を上限に無償化 <small>※共働き家庭等の場合のみ</small>	
所得にかかわらず 0円 (不徴収)		所得にかかわらず 11,300円を上限に無償化 <small>※共働き家庭等の場合のみ</small>	
住民税非課税世帯のみ 0円 (不徴収)			

※ 認可外保育施設等：3歳～5歳は月額37,000円まで、0歳～2歳（住民税非課税世帯）は月額42,000円までの利用料を無償化。

# 幼児教育無償化に係る国・地方の負担割合の基本的な考え方

## 【国・地方の負担割合】

### 1：現行制度があるもの

今回の無償化の実現に当たっては、現行制度の負担割合と同じ負担割合とする。ただし、幼稚園（未移行園）に係る負担割合については、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

### 2：それ以外

今般の幼児教育無償化の実施により、新たに無償化の対象となる認可外保育施設、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等の負担割合について、子ども・子育て支援は全ての構成員が各々の役割を果たすことが求められるという子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

法律上の位置付け (予定)	区分		負担割合		
			国	都道府県	市町村
施設型給付 (地域型保育給付含む)	<新制度> 保育所・幼稚園等		1/2	1/4	1/4
	私立		-	-	10/10
子育て支援 施設等利用給付 (仮称)	<旧制度> 私立幼稚園		1/3 ⇒1/2	- ⇒1/4	2/3 ⇒1/4
	認可外保育施設		1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4
	一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、 病児保育事業		1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4
	預かり保育		1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4

# 無償化手続きの3STEP

STEP  
1



対象施設の「確認」を受けた施設を、

STEP  
2



支給認定を受けた子どもが利用した場合、

STEP  
3



保護者からの申請を受けて市町村が給付する

## これまでのポイント（幼稚園、認可園関係）

- 1 満3歳（認可園2号は3歳児から）から卒園まで、保育料が無償化。  
（私学助成園は2.57万円/月まで。食材料費、通園送迎費、上乗せ徴収等は引き続き保護者負担。）
- 2 保育の必要性のある子供については、預かり保育を無償化。  
（利用日数に応じて、月額最大1.13万円まで。）
- 3 新制度園の保育料は、利用者負担分に相当する施設型給付の増額＋不徴収により対応。私学助成園の保育料、預かり保育の無償化については、子ども子育て支援新制度に無償化のための新たな給付を創設（施設等利用給付）。
- 4 新たな給付は、
  1. 対象施設の「確認」を受けた施設を、
  2. 支給認定を受けた子どもが利用した場合、
  3. 保護者の申請を受けて市町村が給付する仕組み。（各園を経由した事務を御願いたい。）

新制度園

保育料の無償化

# 特定教育・保育施設（新制度園）の保育料の無償化のイメージ

## 現行

市町村

施設型給付

公定価格

幼稚園  
認可園

保護者

自治体独自の減免

利用者負担  
（保育料）

上乗せ徴収

## 無償化後

市町村

施設型給付

公定価格

幼稚園  
認可園

保護者

上乗せ徴収

（注）自治体独自の減免措置により保育料が低く抑えられていた園は、上乗せ徴収額の設定方法に注意。

（例えば徴収金合計が2万8000円（自治体独自補助により保育料が2万円となっており、上乗せ徴収が8千円）の園においては、無償化後に2万8千円－2万5700円＝2300円を上乗せ徴収額とすると減収になる。）同水準の収入を確保するためには、引き続き8千円の上乗せ徴収が必要。）

# 特定教育・保育施設（新制度園）の利用者負担額の無償化の範囲

教育標準時間認定の子ども  
（1号認定）

保育認定の子ども  
（2号認定：満3歳以上）  
（3号認定：満3歳未満）

階層区分	利用者負担	階層区分	利用者負担		利用者負担	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）（～約270万円）	3,000円 〔0円〕	②市町村民税非課税世帯（～約260万円）	6,000円 〔0円〕	6,000円 〔0円〕	9,000円 〔0円〕	9,000円 〔0円〕
③市町村民税所得割課税額77,100円以下（～約360万円）	10,100円 〔3,000円〕 <b>2019.10～ 0円</b>	③所得割課税額48,600円未満（～約330万円）	16,500円 〔6,000円〕	16,300円 〔6,000円〕	19,500円 〔9,000円〕	19,300円 〔9,000円〕
④市町村民税所得割課税額211,200円以下（～約680万円）	20,500円	④所得割課税額57,700円未満〔77,101円未満〕（～約360万円）	27,000円 〔6,000円〕	26,600円 〔6,000円〕	30,000円 〔9,000円〕	29,600円 〔9,000円〕
⑤市町村民税所得割課税額211,201円以上（約680万円～）	25,700円	97,000円未満（～約470万円）	27,000円 〔6,000円〕	26,600円	30,000円	29,600円
		⑤所得割課税額169,000円未満（～約640万円）	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
		⑥所得割課税額301,000円未満（～約930万円）	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
		⑦所得割課税額397,000円未満（～1,130万円）	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
		⑧所得割課税額397,000円以上（1,130万円～）	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

多子カウント年齢制限なし

有り（小学校3年生以下）

多子カウント年齢制限なし

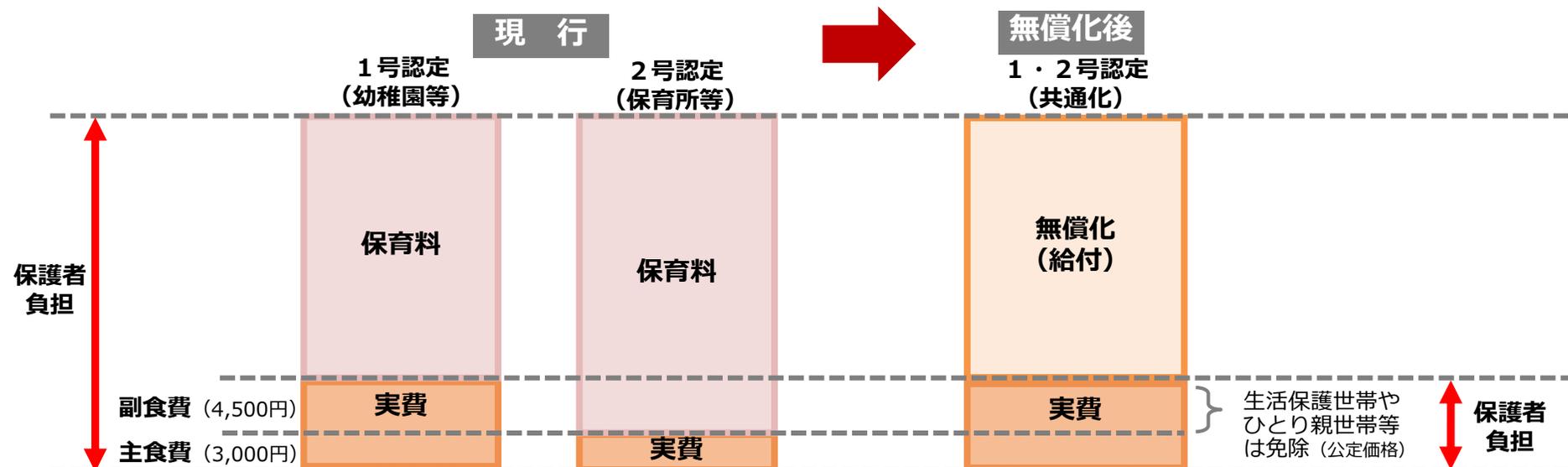
有り（小学校就学前）

※1 〔 〕書きは、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）の額。  
 ※2 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。  
 ※3 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降（市町村民税非課税世帯及び年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降）については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃する。  
 ※4 給付単価を限度とする。  
 ※5 1号認定においては、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める（経過措置）。

# 新制度園 食材料費の取扱

# 幼児教育無償化に伴う食材料費の見直し

- 給食食材料費については、これまで、1号子どもについては食材料費全体が実費徴収の対象（公定価格外）、2号認定子どもについては主食費のみが実費徴収の対象（副食費は保育料として公定価格内）とされていたところ、保育料を無償化することとした際に、1号と2号で無償化の対象範囲の差異が生じることとなるおそれ。
- そのため、2号認定子どもの副食費については公定価格から外に出し実費徴収額として整理し直すことで、1号認定子ども・2号認定子ども共通の仕組みとして、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収を基本とする。
  - 副食費の実費徴収化によって負担が増加する世帯が生じないように、保育料が元々ゼロ円であった生活保護世帯やひとり親世帯等はもちろん、さらに対象を拡充（年収360万未満世帯）した上で副食費の免除を行うための加算を10月から創設する。（1～2号共通）
- 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。（食材料費全体が保育料として公定価格内）



新制度園

預かり保育の無償化

# 預かり保育が満たすべき基準等について

## ■ 施設所在市町村が「確認」する基準（無償化対象施設の要件：子ども子育て支援法施行規則で規定予定）

【配置基準】 3歳児 20：1、4・5歳児 30：1 （預かり保育園児数／職員数）

【職員要件】 ・配置基準上必要になる担当職員の2分の1以上（当分の間、3分の1以上）を保育士、幼稚園教諭免許状所有者とすること。

・担当職員について、預かり保育に従事している間は、専ら当該事業に従事すること。 ※教育課程担当職員が対応可

【教育内容】 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領又は特別支援学校幼稚部教育要領に準じて行うこと。

【設備】 食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

## ■ 都道府県が指導監督する内容（望ましい基準：各都道府県に通知で発出予定）

- ・ 内閣府令で定める基準については、最低限満たすべき基準として指導監督
- ・ 満たすべき基準に加え、預かり保育の質の確保・向上の観点から望ましい基準として以下の事項を指導監督

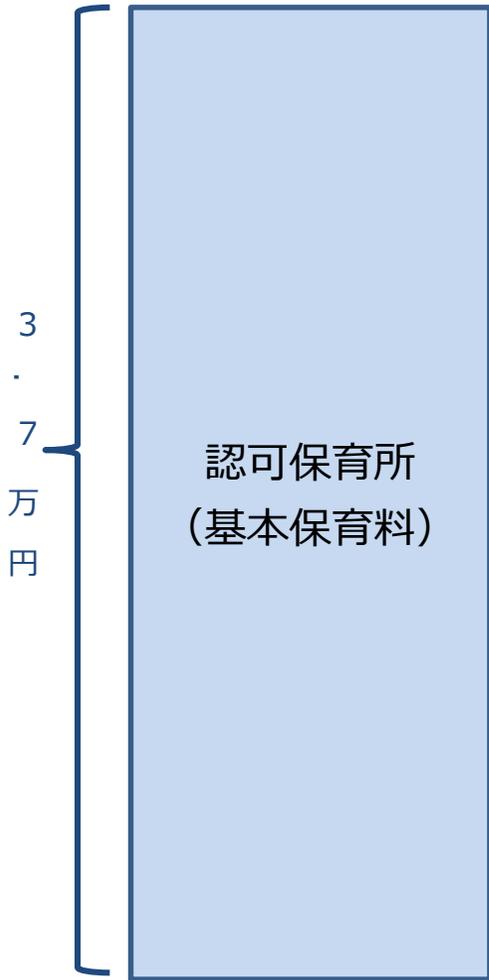
【職員要件】 有資格者以外の職員についても、子育て支援員又は隣接免許状の所有者を配置すること

【面積基準】 子供1人当たり1.98平米の保育室を備えること

一時預かり事業と同様の基準を満たすよう求めるが、一時預かり事業の受託が要件ではない。  
⇒私学助成・一時預かり事業など運営費補助の形態を問わず全ての預かり保育が対象！

# 預かり保育の無償化の概要

## 【認可保育所】



## 【幼稚園 + 預かり保育】

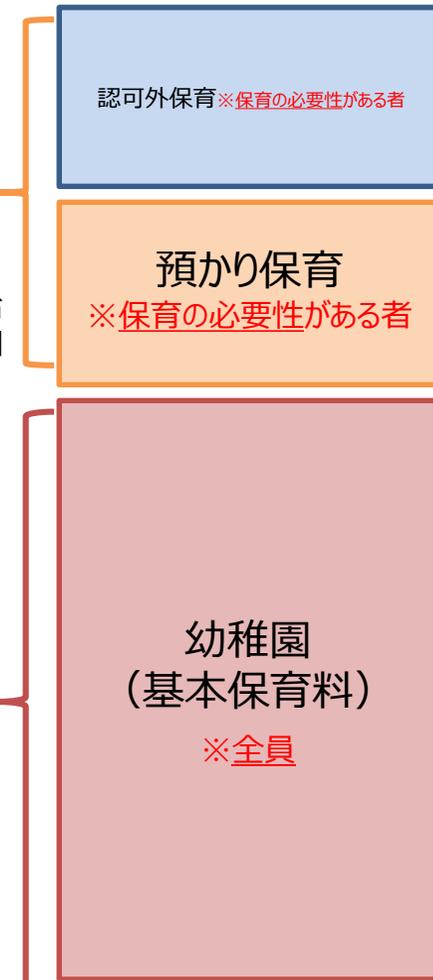


1.13万円  
を上限

預かり保育の  
無償化の支給  
限度額は利用  
日数×450  
円で計算

2.57万円  
を上限

## 【幼稚園 + 預かり保育 + 認可外保育】



1.13万円－  
(預かり保育の  
支給額) を上限

※ 預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満）に限り、無償化の対象

# 新制度園に係る無償化のポイントまとめ

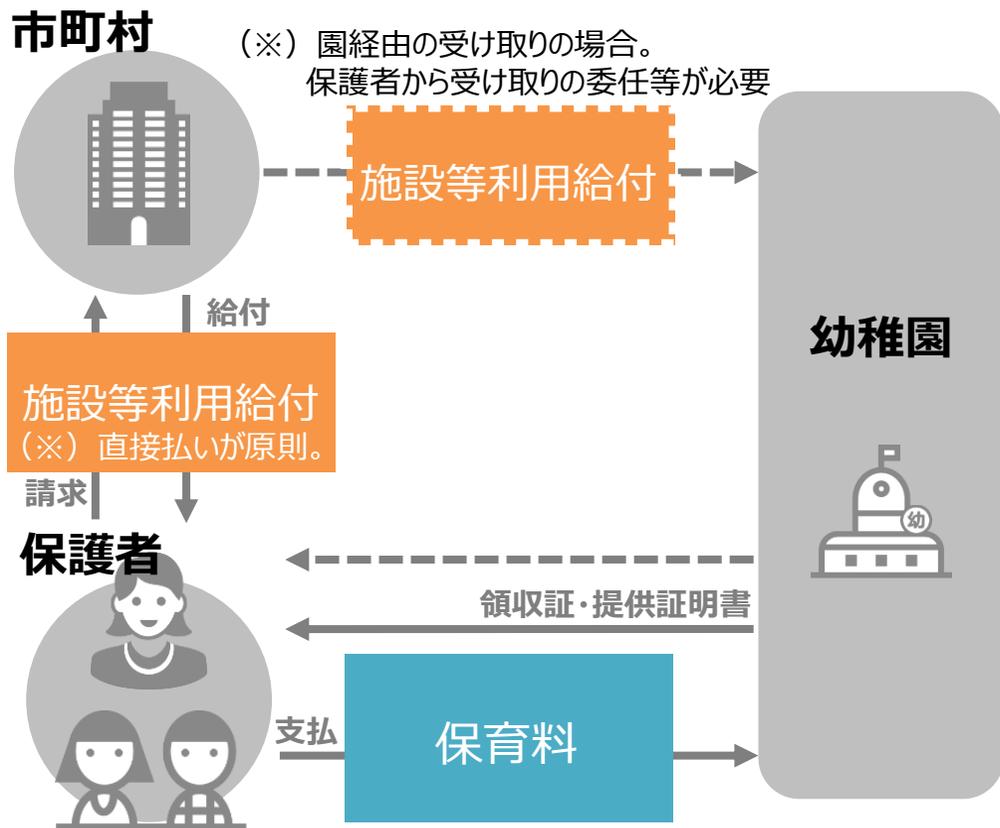
- 1 保育料の無償化については、これまでの利用者負担額（保育料）が全て施設型給付として園に給付され、園としては保育料を不徴収。（上乗せ徴収可能）
- 2 2号子どもについては額を定めて副食費を実費徴収する必要。低所得世帯等の免除対象者については副食費を徴収できなくなる一方で、その分が副食費の免除にかかる加算として各園に給付。（1～2号共通）
- 3 預かり保育の無償化のために、①確認申請 ②支給認定 ③給付申請の3ステップが必要。保護者が提出する書類は園を経由して市町村に提出してもらうのが基本となる。園としては、確実に確認申請を行うことと、園児毎の利用日数を把握した上で、給付額の裏付けとなる領収証 + 提供証明書を発行していただく事が最も重要。
- 4 預かり保育の無償化の支給限度額は利用日数×450円で計算（上限は月額11,300円）。預かり保育が十分な水準ではない場合（平日開所時間8時間未満又は年間開所日数200日未満）は、11,300円から預かり保育の支給額を引いた差額で認可外保育施設等の給付が受けられる。

# 私学助成園 保育料の無償化

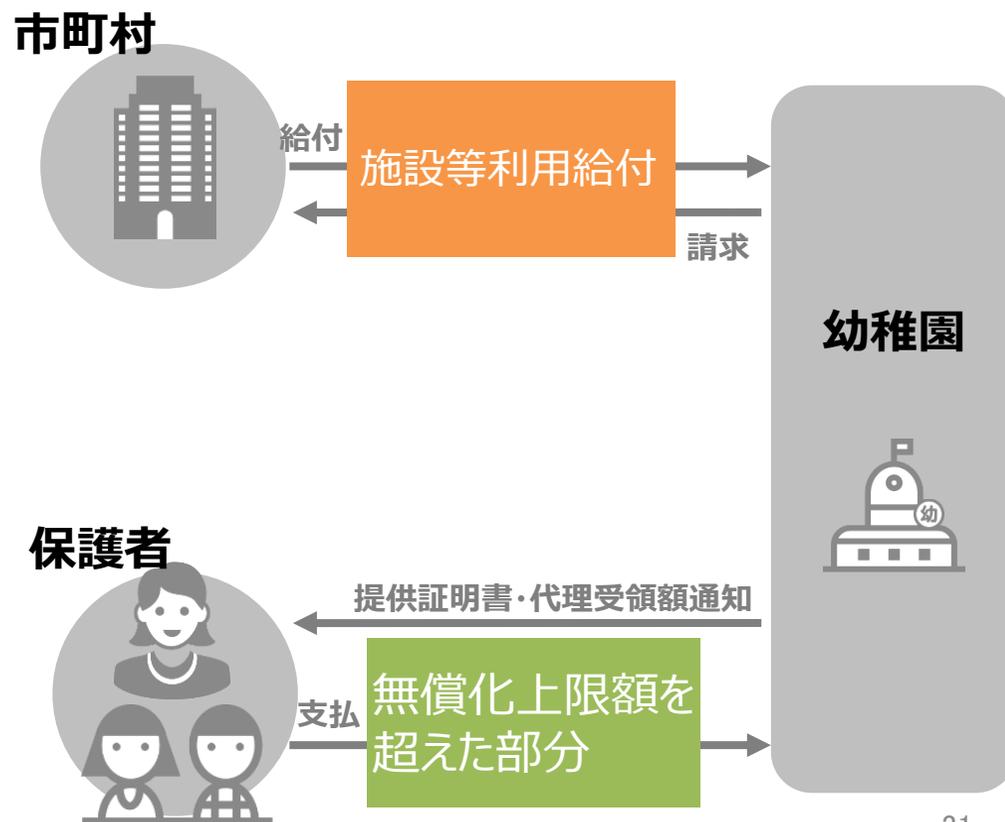
# 私学助成園の施設等利用給付の2つの類型（償還払い、法定代理受領）

- これまでの就園奨励費と同様、償還払いにするか代理受領にするかは市町村が柔軟に判断可能。
- 法定代理受領は保護者の立て替え払いが不要で事務が簡略であるといったメリットがあり、保育料給付に当たって所得判定が不要となったことにより代理受領は実施しやすくなることから、国としても交付金の給付を早期に行うなど、各自治体の法定代理受領の導入を支援。

## 償還払い



## 法定代理受領

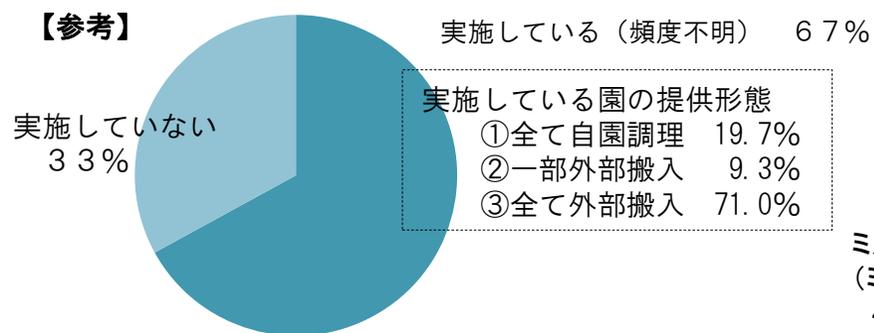


# 私学助成園 食材料費の取扱

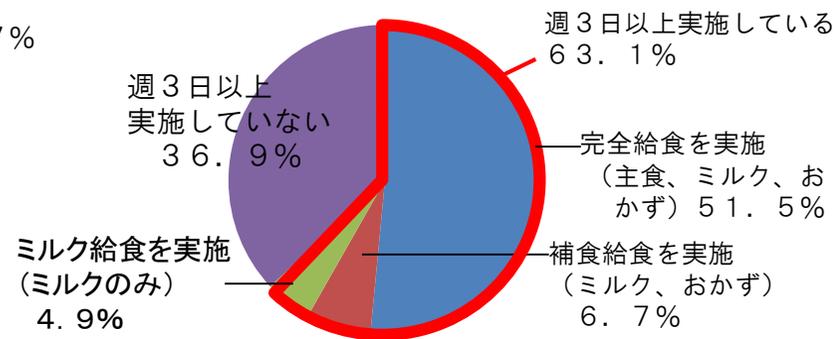
# 私学助成園における副食材料費の負担減免について

- ◆認定こども園・保育所・幼稚園の利用者との公平の観点から、10月から、新制度に移行していない幼稚園の利用者について、「実費徴収に係る補足給付事業」による支援を行う。
- ◆本事業は地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定。国の補助対象は次のとおり。（特別支援学校については、特別支援学校就学奨励事業で措置）
  - 年収360万円未満相当世帯の子ども
  - 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども
- ◆事業の対象は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合。なお、給食の実施方法は問わない（外部搬入も対象。ただし、家から持参する弁当は対象外。）。
- ◆各施設で給食費として実費徴収している費用のうち「副食費相当分」※が対象（月額4,500円上限）。
  - ※主食費、人件費、光熱水費等は除く。主食（お米、麺、パン等）以外の全てが対象（ミルク、おやつを含む。）

（参考）幼稚園における給食実施状況



（平成24年経営実態調査）



（平成22年学校給食実施状況等調査）

私学助成園

預かり保育の無償化



## 新制度園と同様

# 私学助成園に係る無償化のポイントまとめ

- 1 就園奨励費事業は9月までで終了し、10月以降は新たな給付を創設。
- 2 10月以降、保育料の無償化・預かり保育ともに、新たな給付である施設等利用給付で対応。①確認申請 ②支給認定 ③給付申請の3ステップが必要。保護者が提出する書類は園を経由して市町村に提出してもらうのが基本となる。園としては、確実に確認申請を行うことと、給付額の裏付けとなる領収証＋提供証明書を発行していただく事が最も重要。
- 3 食材料費は無償化の対象外なので、無償化の対象となる保育料と切り分けて額を設定する必要。入園料は無償化の対象となり、在籍月数で除した額を各月の保育料に加えて、上限額25700円/月と比較して給付額を算定。
- 4 副食材料費の免除については、新制度園との公平性の観点から、同様の対象者に対し補足給付事業で支援。事業の実施・事務スキームは市町村の判断となる。

# その他のポイント

# 質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げについて

保育料を自由価格で設定している子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等において、今般の幼児教育・保育の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われることにより、公費負担により事業者が利益を得ることは国民の理解を得られない。

「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（抄）（平成30年12月28日関係閣僚合意）

今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われ、結果として国等の財政負担により事業者の利益を賄うことのないよう、関係団体や都道府県、市町村等とも連携し、実態の調査及び把握について検討していくとともに、事業者に対する周知徹底を図る。

- 人材確保を取り巻く状況等も鑑みると、保育料の値上げ自体が不適切というわけではないが、全日からの累次の通知文書に則り、質の向上を伴わない保育料の値上げは行わないでください。
- 幼稚園については、「私立高等学校等実態調査」の一つとして、私立幼稚園の授業料等の実態の調査・把握を行います（5月20日に発出）。また、保育料を変更する場合には、現行通り、変更事由と併せて都道府県への届出を遺漏なく行ってください。

# Outline

- 1 「幼児教育」の現状
- 2 幼児教育の無償化について
- 3 新しい時代の初等中等教育の在り方について（中教審諮問）
- 4 幼稚園教育要領について
- 5 令和元年度予算について
- 6 事故防止及び虐待対応

# 新しい時代の初等中等教育の在り方について（諮問概要）

## 現在の学校教育の成果の例

「中央教育審議会」（平成31年4月17日）資料2-2から作成

- OECD・PISA2015で15歳の子供たちは、数学的リテラシーや科学的リテラシーがOECD加盟国中1位など、世界トップレベルの学力水準
- 全国学力・学習状況調査において、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進展
- 高等学校の多様化が進み、大学や産業界等との連携の下で様々な教育や、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が展開

知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は学力水準を高め、社会性を育ててきたそれを支えてきたのは、子供達の教育に志を持つ教師の献身的な取組である

## 社会の急激な変化とともに、次のような課題も顕在化

- 児童生徒の語彙力や読解力に課題
- 高校生の学習時間減少や学習意欲の希薄化
- 大学受験に最低限必要な科目以外を真剣に学ぶ動機の低下
- いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒等の増加
- 教師は小学校月約59時間、中学校月約81時間の時間外勤務(平成28年度の教員勤務実態調査)
- 教師の採用選考試験の競争率の減少、とりわけ小学校採用試験の倍率の急落[12.5倍(平成12年度)→3.5倍(平成29年度)]
- 学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況
- 人口減少、少子高齢化の進展により、一市町村一小学校一中学校等の自治体が増加

## Society5.0時代の教育・学校・教師の在り方

- Society5.0時代には、①読解力や情報活用能力、②教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、③対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力等が必要
- 教師を支援するツールとして先端技術を活用し、①地理的制約を超えた多様な他者との協働的な学び、②一人一人の能力、適性等に応じた学び、③子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを実現
- 子供たちの学びの変化に応じた資質・能力を有する教師、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団
- 「チームとしての学校」の推進

新学習指導要領の実施

Society5.0時代の到来を見据え、初等中等教育の現状及び課題を踏まえ、

学校における働き方改革

これからの初等中等教育の在り方について総合的に検討

# 中央教育審議会において審議をお願いしたい事項

## 1. 新時代に対応した義務教育の在り方

「中央教育審議会」（平成31年4月17日）資料2-2から作成

- 基礎的読解力などの**基盤的な学力の確実な定着**に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した**児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制**の在り方や、**習熟度別指導の在り方**など**今後の指導体制**の在り方
- 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む**教育課程**の在り方
- **障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒**に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒**一人一人の能力、適性等に応じた指導**の在り方 等

## 2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方

- 普通科改革など**各学科の在り方**
- 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、**STEAM教育**の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた**定時制・通信制課程**の在り方
- **地域社会や高等教育機関との協働**による教育の在り方 等

## 3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

- 外国人児童生徒等の**就学機会の確保**、教育相談等の**包括的支援**の在り方
- 公立学校における外国人児童生徒等に対する**指導体制の確保**
- **日本の生活や文化**に関する教育、**母語の指導**、**異文化理解や多文化共生**の考え方に基づく教育の在り方 等

## 4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

- 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる**教師の在り方**
- 義務教育9年間を**学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階**に捉え直すことのできる**教職員配置や教員免許制度**の在り方
- **教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画**等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など**教員免許更新制の実質化**
- **多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成**できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する**教師の専門性向上のための仕組み**の構築
- **幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上**
- **義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障**するための方策
- **いじめの重大事態、虐待事案**に適切に対応するための方策
- 学校の小規模化を踏まえた**自治体間の連携等を含めた学校運営**の在り方
- **教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用**を含む条件整備の在り方 等

# Outline

- 1 「幼児教育」の現状
- 2 幼児教育の無償化について
- 3 新しい時代の初等中等教育の在り方について（中教審諮問）
- 4 幼稚園教育要領について
- 5 令和元年度予算について
- 6 事故防止及び虐待対応

# 幼稚園教育要領の改訂のポイント

- 幼稚園教育において育みたい資質・能力、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化や幼児理解に基づいた評価の実施、特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実など総則を改善・充実。
- 近年の子供の育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、教育内容を改善・充実。

## 1. 総則の改善・充実

- 幼稚園教育において育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」、「思考力,判断力,表現力の基礎」、「学びに向かう力,人間性等」）を明確化。
- 5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」※として明確化するとともに、小学校と共有することにより幼小接続を推進。
- 幼児一人一人のよさや可能性を把握するなど幼児理解に基づいた評価を実施。
- 障害のある幼児や海外から帰国した幼児等の幼稚園生活への適応など特別な配慮を必要とする幼児への指導を充実。

※「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり・生命尊重」、「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」、「言葉による伝え合い」、「豊かな感性と表現」の10項目について幼児の具体的な姿を示す。

# 幼児教育において育みたい資質・能力の整理

小学校  
以上

知識・技能

思考力・判断力・表現力等

学びに向かう力・人間性等

※下に示す資質・能力は例示であり、遊びを通しての総合的な指導を通じて育成される。

## 知識・技能の基礎

(遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、何を感じたり、何に気付いたり、何が分かったり、何ができるようになるのか)

- ・ 基本的な生活習慣や生活に必要な技能の獲得 ・ 身体感覚の育成
- ・ 規則性、法則性、関連性等の発見
- ・ 様々な気付き、発見の喜び
- ・ 日常生活に必要な言葉の理解
- ・ 多様な動きや芸術表現のための基礎的な技能の獲得

等

## 思考力・判断力・表現力等の基礎

(遊びや生活の中で、気付いたこと、できるようになったことなども使いながら、どう考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするか)

- ・ 試行錯誤、工夫
- ・ 予想、予測、比較、分類、確認
- ・ 他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさ
- ・ 言葉による表現、伝え合い
- ・ 振り返り、次への見通し
- ・ 自分なりの表現
- ・ 表現する喜び 等

## 遊びを通しての総合的な指導

- ・ 思いやり ・ 安定した情緒 ・ 自信
- ・ 相手の気持ちの受容 ・ 好奇心、探究心
- ・ 葛藤、自分への向き合い、折り合い
- ・ 話し合い、目的の共有、協力
- ・ 色・形・音等の美しさや面白さに対する感覚
- ・ 自然現象や社会現象への関心

等

## 学びに向かう力・人間性等

(心情、意欲、態度が育つ中で、いかによりよい生活を営むか)

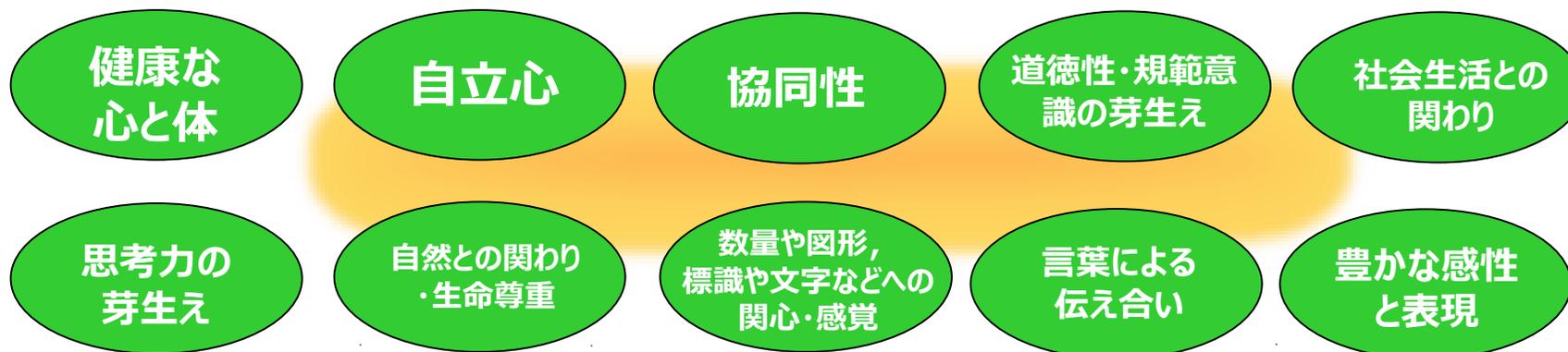
・ 三つの円の中で例示される資質・能力は、五つの領域の「ねらい及び内容」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」から、主なものを取り出し、便宜的に分けたものである。

〈環境を通して行う教育〉

幼児教育

# 幼 児期の終わりまでに育ってほしい姿

- 5 領域のねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に 5 歳児後半に見られるようになる姿である。



- 幼稚園の教師は、遊びの中で幼児が発達していく姿を、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められる。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要がある。幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意する必要がある。
- 5 歳児に突然見られるようになるものではないため、5 歳児だけでなく、3 歳児、4 歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する必要がある。

# 幼稚園教育要領の改訂のポイント

## 2. ねらい及び内容の改善・充実

近年の子供の育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、以下の事項を改善・充実。

### (1) 領域「健康」

- 見通しをもって行動すること。
- 食べ物への興味や関心をもつこと、食の大切さに気付くこと。
- 多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。
- 遊びを通して安全についての構えを身に付けること。

### (2) 領域「人間関係」

- 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつこと。
- 諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって自分の力で行う事の充実感を味わうことができるようにすること。
- 自分のよさや特徴に気付くようにすること。

### (3) 領域「環境」

- 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと。
- 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通して、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。
- 自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶこと。
- 自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようにすること。

### (4) 領域「言葉」

- 言葉に対する感覚を豊かにすること。
- 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。

### (5) 領域「表現」

- 豊かな感性を養う際に、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。
- 様々な素材や表現の仕方に親しむこと。

# 幼稚園教育要領の改訂のポイント

## 3. 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項に関する改善・充実

幼稚園における教育課程が「社会に開かれた教育課程」としての役割を更に果たしていくために、以下の事項を改善・充実。

- 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成する際、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
- 地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たす際に、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むこと。

# Outline

- 1 「幼児教育」の現状
- 2 幼児教育の無償化について
- 3 新しい時代の初等中等教育の在り方について（中教審諮問）
- 4 幼稚園教育要領について
- 5 令和元年度予算について
- 6 事故防止及び虐待対応

## 1. 幼児教育無償化の実施（幼稚園就園奨励費補助等）

701億円（283億円）

※内閣府計上予算含む

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担の軽減を段階的に推進してきた。今般「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）等を踏まえ、2019年10月からの全面的な無償化措置を実施し、幼児教育無償化を一気に加速する。

※2019年4月から9月までは、現行の幼稚園就園奨励費補助を実施。10月以降は新たな事業により無償化を実施する（予算計上は内閣府）。

また、現在、幼稚園就園奨励費補助の対象となっていない国立大学附属幼稚園や特別支援学校幼稚部等も無償化の対象とする。

## 2. 幼児教育の質の向上

3.4億円（2.8億円）

### ○幼児教育実践の質向上総合プラン

3.1億円（2.5億円）

幼児教育の無償化とあわせて、幼児教育の質の向上も極めて重要。平成30年4月から実施された新しい幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組や質向上のための評価の実施への支援、幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進を推進するとともに、Society5.0時代の先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究等の事業を実施する。

### ○幼稚園教育課程の理解の推進・ECEC Network事業の参加

0.3億円（0.3億円）

新幼稚園教育要領の理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行う。また、OECDにおいて計画されている調査に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータや各国の事例を収集する。

## 3. 幼児教育の環境整備の充実

58億円（39億円）

平成30年度補正予算額 123億円

### ○私立幼稚園施設整備費

13億円（5億円）

平成30年度補正予算額 15億円

緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強・改築、非構造部材の耐震対策等の安全対策等の防災機能強化工事に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策、エコ改修等に要する経費の一部を補助し、幼稚園の環境整備を図る。

※「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」への

対応として、約8億円を計上。

※補正予算額は補正予算（第1号）及び（第2号）の合計額。



### ○認定こども園等への財政支援

45億円（33億円）

平成30年度補正予算額 108億円

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

◆認定こども園施設整備交付金 34億円

◆教育支援体制整備事業費交付金 11億円

※「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」への対応として、約11億円を計上。

※補正予算額は補正予算（第1号）及び（第2号）の合計額。

## 幼児教育無償化の実施

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担の軽減を段階的に推進してきた。今般「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）等を踏まえ、2019年10月からの全面的な無償化措置を実施し、幼児教育無償化を一気に加速する。

## 幼稚園就園奨励費補助事業<2019年4月~9月> 予算額141億円

2019年4月から9月までの間は、引き続き幼稚園就園奨励費補助事業を実施。補助対象、補助率（原則1/3以内）、国庫補助限度額等については、平成30年度と同様。

### 国庫補助限度額（平成30年度）

階層区分	補助単価		
	第1子	第2子	第3子以降
第Ⅰ階層 生活保護世帯	308,000円 (0円)		
第Ⅱ階層 市町村民税非課税世帯等 (年収約270万円未満相当)	272,000円 (3,000円)	308,000円 (0円)	
ひとり親世帯等の特例	308,000円 (0円)		
第Ⅲ階層 市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯 (年収約360万円未満相当)	187,200円 (10,100円)	247,000円 (5,050円)	308,000円 (0円)
ひとり親世帯等の特例	272,000円 (3,000円)	308,000円 (0円)	
第Ⅳ階層 市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯 (年収約680万円未満相当)	62,200円 (20,500円)	185,000円 (10,250円)	308,000円 (0円)
第Ⅴ階層 市町村民税所得割課税額211,201円以上の世帯 (年収約680万円以上)	0円 (25,700円)	154,000円 (12,850円)	308,000円 (0円)

- ※ 上記表の（）内の金額は、保護者が実際に負担する月額を目安。補助限度額は保育料の全国平均単価（308,000円）。
- ※ 市町村民税所得割課税額（補助基準額）及び年収は、夫婦（片働き）と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。
- ※ ひとり親世帯等には、在宅障害児（者）のいる世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯等を含む。
- ※ 就園奨励事業は市町村が行う事業であり、実際の補助額は市町村により異なる。

## 新しい無償化事業<2019年10月~>

予算額560億円  
 ※内閣府計上予算

2019年10月から新しい無償化事業を実施（幼稚園就園奨励費補助事業は廃止）。新しい事業の対象等は以下のとおり。

- **対象**：子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園、特別支援学校幼稚部、国立大学附属幼稚園の園児  
※下線部は現行の幼稚園就園奨励費補助の対象外施設。
- **負担割合**：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4  
※国立大学附属施設は国10/10。
- **上限額**：月額25,700円  
※子ども・子育て支援新制度における利用者負担額を上限。  
 ※これまでの年額算定から月額算定に変更。  
 ※国立大学附属施設は、幼稚園月額8,700円、特別支援学校幼稚部月額400円。

- ※ 支給方法（償還払い、現物給付など）については、幼稚園就園奨励費と同様に、市区町村が実情に応じて選択する仕組みとする。
- ※ 対象経費は、幼稚園就園奨励費補助事業と同様に、入園料と保育料とする。

幼児教育の無償化とあわせて、**幼児教育の質の向上も極めて重要**。平成30年4月から実施された新しい幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、**地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組や質向上のための評価の実施**への支援、**幼稚園教諭の専門性向上**に向けた免許上進の推進するとともに、**Society5.0時代の先端技術を活用**した幼児教育分野の実証研究等、以下の事業を実施する。

## 【新規】幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

148百万円

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

公私・施設類型に関わらず域内全体の幼児教育の質の向上を一体的に推進

## 【新規】幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

21百万円

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

幼稚園教諭の専門性の向上、社会的地位の向上

## 【継続】幼稚園の人材確保支援事業

70百万円

幼稚園教諭の新規採用促進、離職防止・定着促進など、各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援し、有効な方法を検証・普及する。

幼稚園等における安定・継続的な学校運営、教育活動等の改善

## 【新規】幼児教育の質向上のための評価実施支援事業

28百万円

幼稚園等が教育活動や園運営について評価し更なる質の改善を図るとともに、評価結果を踏まえた自園の現状等を保護者などに伝えていくため、自治体等が各園の評価の実施を支援するモデル的な取組を開発し普及する。

指導方法や園内環境改善のための手法の開発

## 【新規】幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究

41百万円

### (先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究含む)

幼児教育の教育課題についての実態把握や効果的な指導の在り方について調査研究を実施する。  
(ex. 幼小の円滑な接続に向けた教育課程や指導の在り方、教員のキャリア形成を支える研修の在り方)  
また、Society5.0時代の先端技術の活用などを通じて、園内環境や幼児行動、教員の働きかけ等を総合的・多角的に捕捉・可視化し、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を実施する。

## 地方公共団体の体制に関する現状と課題

背景

- 幼児教育は複数の施設類型が存在し、その多くが私立であるため、教育内容面の支援に関して、公立中心の小学校以降とは異なる対応が必要
  - ・ 3～5歳児の約半数ずつが幼稚園、保育所にそれぞれ在園
  - ・ 幼稚園児数の約8割、保育所在園児数の約6割、認定こども園在園児数の約9割が私立
- 約6割の地方公共団体で公私、施設類型により担当部局が異なり、一体的な取組の実施に課題がある
- 教育委員会では、他学校種と比べて幼稚園に係る体制が手薄  
幼児教育担当指導主事を配置する都道府県・市町村は、約半数、うち専門性を有するのは、約4割

教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制が、必ずしも十分ではない

## 幼児教育現場における現状と課題

- 教科書のような主たる教材を用いない「環境を通して行う教育」の難しさを乗り越える人材育成が必要。
- 新幼稚園教育要領等の着実な実施、小学校教育への円滑な接続、特別な配慮を必要とする幼児への対応など、現場での研修ニーズは高い。
- 若年保育者が多く離職率の高い職場において、園長のリーダーシップの下、学び・育て合う仕組み作りと支援が必要。
- 関係団体が独自の研修を実施しており、既存の資源やネットワークを生かした連携が必要。

保育者の専門性の向上は公私・施設類型に共通する課題

【H28～30のモデル構築】

## 幼児教育センターの設置、幼児教育アドバイザーの配置

【成果と課題】

- ・ 研修機会・参加者数の増（特に保育所、私立幼稚園）、幼小接続の進展、保育実践の質の向上等に貢献。
- ・ 担当部局の教育・保育内容面に係る事務が一体的に行われていないと、私立幼稚園や保育所に対しての支援が広がりにくい。
- ・ 取組を域内全体へ、日本全国へと広げる必要がある。

## 事業概要

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

## 主な補助内容：

- 体制の充実** ・ 幼児教育アドバイザーの配置、質向上のための取組、新規アドバイザーの育成
- 体制活用のための人材育成方針** ・ 幼児教育の実践の質向上のためのガイドラインの作成・活用  
保育者に必要な資質・能力の明確化、それに基づくキャリアステージに応じた人材育成の内容・方法の明確化 など
- 体制の活用** ・ 研修支援、幼小接続の推進  
保育者の専門性の向上や幼小接続等に関する公私・施設類型を超えた一体的な研修支援、巡回訪問、園内研修の中核となるミドルリーダーの育成 など
- 域内全体への波及** ・ 都道府県・市町村の連携を含めた域内全体の質向上を図るための仕組み作り  
都道府県・市町村アドバイザーの連携、行政関係者、園長会、関係団体等による関係者協議会の開催 など

- 事業期間：3年間
- 補助対象者：都道府県・市町村
- 補助率：1/2

## 主な要件

- ✓ 担当部局を一元化していること
  - ※ 教育・保育内容面に係る事務のみの一元化でも可
  - ※ 平成32年度当初からでも可
- ✓ 幼児教育センターを設置していること
- ✓ 小学校指導担当課との連携体制確保

## 国の役割

国は、地方公共団体同士が互いに情報交換できるよう、横のネットワーク化を図るとともに、本事業の評価・分析を実施する。

## 背景

- 現職の幼稚園教諭は、**二種免許状所有者が中心**であり、他学校種と比べてもその割合が極めて高い。（幼稚園：68%、小学校：14%、中学校：3.9%）

各学校における保有免許状別の教員構成（%）

	幼稚園			小学校			中学校					
	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立			
専修	0.5	9.8	0.7	0.4	5.1	17.1	5.0	6.3	8.4	25.9	7.6	17.1
一種	27.2	64.3	42.6	23.6	78.9	73.6	79.2	61.9	87.3	71.3	88.2	77.2
二種	68.0	22.5	54.0	71.3	14.0	8.2	14.0	16.9	3.9	2.5	4.0	2.3
その他	4.3	3.4	2.7	4.7	2.0	1.1	1.8	14.9	0.4	0.3	0.2	3.4

※ 各学校に勤務する養護教諭、栄養教諭を含む。「その他」は臨時免許状、特別免許状等を含む。文部科学省「平成28年度学校教員統計調査」より作成。

- 保育士資格の併有率は約82%と高い。 ※ 文部科学省「平成28年度幼児教育実態調査」

- 上級免許状取得のための単位は大学等で修得する必要があるが、**休日や長期休業期間中に履修する**など、現職教員が働きながら上進できる環境が求められている。

- 現状では、そうした単位修得に資する免許法認定講習等は、**半数以上の都道府県で実施されておらず**、実施件数等も少ない。

平成30年度

開設者数			開設状況	
教育委員会	大学	計（都道府県数）	科目数	単位数
20	3	23 (20)	65	69

※例えば、特別支援学校教諭免許状に関する認定講習等は全都道府県で開設されている。

## 本来要請されている一種免許状所有者の増加を促進する必要

- 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）  
（二種免許状を有する者の一種免許状の取得に係る努力義務）

第九条の五 教育職員で、その有する相当の免許状（中略）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

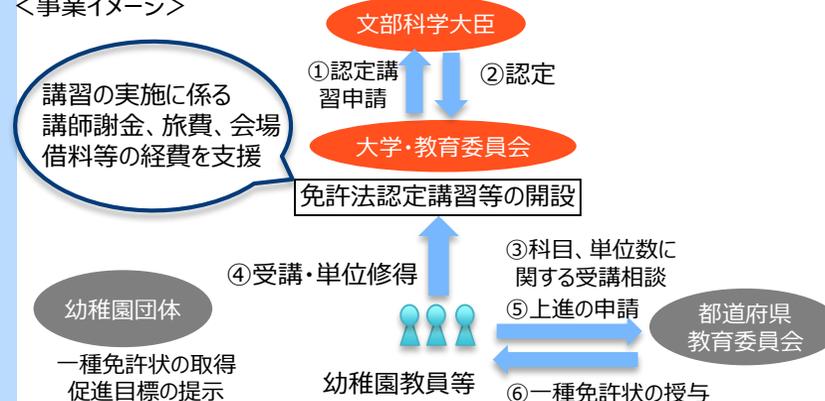
## 事業内容

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

■ 委託先：大学\*、都道府県、指定都市、中核市の教育委員会

\*短期大学は専攻科を有する場合に限る。

### <事業イメージ>



## 期待される効果

- 保育者の専門性の向上（特に、中堅教師のキャリアアップとして活用）
- 園運営の改善、幼児教育の質の向上、幼稚園教員等の社会的地位の向上

## 背景・課題

### 【近年の動向】

子ども・子育て支援関係の人材需要の急速な増加を受けて、幼児教育の質を支える優秀な人材の確保が喫緊の課題

(※) 待機児童対策としての保育所等の増設及び保育士確保に向けた様々な取組の影響もあり、幼稚園関係者からは、幼稚園の人材確保がこれまで以上に困難となっているとの指摘。

幼稚園教諭の有効求人倍率の推移 (H25~H30)



### 【主な課題】

- ・ 免許取得者が他業種に就職 ⇒ **新規採用促進**  
幼稚園教諭免許取得者の幼稚園・認定こども園への就職率：約25%  
(小学校教諭免許状取得者の小学校への就職率：約50%)
- ・ 若年離職者が多い ⇒ **離職防止・定着促進**  
幼稚園教諭離職者のうち30歳未満の割合：約61%(小学校教諭：約8%)  
幼稚園教諭の平均勤続年数：約7年(小学校教諭：約17年)
- ・ 離職者の再就職が少ない ⇒ **再就職促進**  
幼稚園教諭採用者のうち元教員の割合：約13%(小学校教諭：約27%)

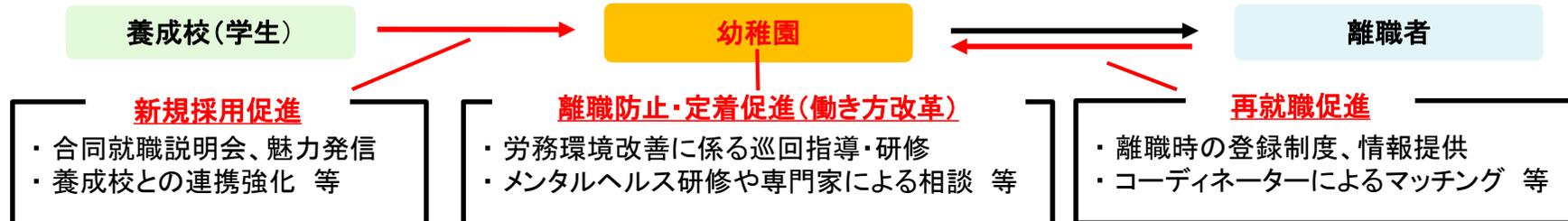
## 事業の内容

◆ 各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援し、有効な方法を検証・普及

平成31年度は、新たに、効果が見込まれる優良な取組(※)について他地域等において更なる効果検証を行うとともに、事業開始からこれまで3年間の取組全体について、第三者機関による客観的な分析を実施

(※) 医師等の派遣による教員の負担感軽減、再就職支援コーディネーターによるマッチング、社会保険労務士等を活用した働き方改革 等

- ◆ 委託先・事業規模(予定) ①先導的な取組の支援: 12団体(都道府県及び幼稚園団体等) / 300万円~800万円程度  
②第三者機関による分析: 1団体(シンクタンク等) / 1500万円程度



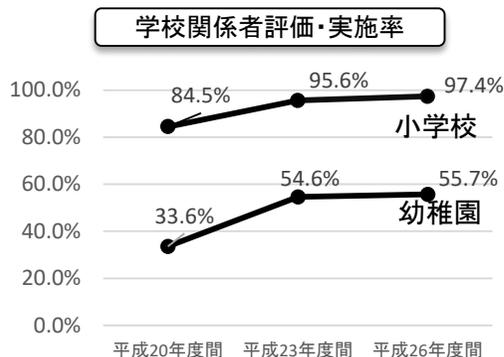
### 期待される効果

- ・ 各地域において、安定的な人材確保を可能とし、幼稚園の継続的な運営を保障する。
- ・ 各園における人材の定着及び経験者の再就職を促進することにより、経験豊かで力量のある幼稚園教諭を増加させ、幼児教育の質の更なる向上を推進する。

**背景** 幼児教育の無償化の実施や、新しい幼稚園教育要領において「社会に開かれた教育課程」の理念が示される中、幼稚園等は教育活動や園運営について評価し更なる質の改善を図るとともに、評価結果を踏まえた自園の現状や改善の状況を保護者や地域住民等に伝えていくことが求められている。

## 【評価の現状と課題】

- ・幼稚園には自己評価の義務、学校関係者評価の努力義務があるが、外部の視点が入った評価は一定程度行われているものの実施が進んでいない。
- ・各園における評価の結果活用が十分ではなく園内・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして一層活用していくことが必要。



## 【幼稚園現場での実施上の課題】

- ・幼稚園は1園あたりの教員数平均人数が9名と規模が小さく評価の実施体制が弱い。
- ・他校種に比べ、評価を実施しない理由について、実施方法がわからない、時間的余裕がない等の回答割合が高い。

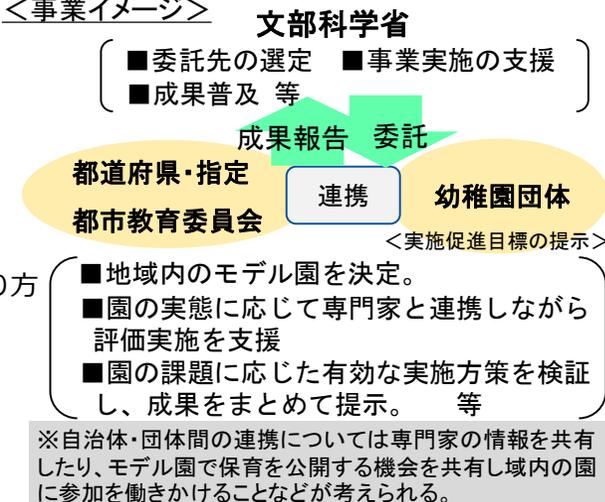
○ 園の自主性に任せるだけでは評価の実施が進まないことが考えられるため、**都道府県・指定都市等が各園の評価実施を支援する取組を開発。**

○ 各幼稚園において評価に基づいた教育活動や園運営の改善を図られることを目指す。

## 事業内容

- ◆委託先：7団体（都道府県、指定都市、幼稚園団体等）
- ◆委託先における調査研究の内容
  - ・必要に応じて専門家（※）と連携しながら、各園の評価実施を支援する有効な方法を検証する
    - ※各園や地域の実態に即した学校評価について知見のある人材（元園長、大学教授、公開保育コーディネーター等）
- （支援の観点例）
  - ・各園に応じた評価項目の設定や評価指標の立て方
  - ・園の教育内容等に関する評価者との情報共有の在り方
  - ・カリキュラム・マネジメントと関連させた学校評価の実践方法
  - ・負担軽減に留意した効率的・効果的な評価結果のとりまとめや公表の方法 など
- ◆1団体あたりの事業規模：400万円程度

## <事業イメージ>



（調査研究を通じて期待される効果） 都道府県・指定都市等による幼稚園への評価実施の支援が進み、各園における評価に基づいた教育活動・学校運営の改善が図られる。



## 背景

- 国では、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、大綱的基準である幼稚園教育要領を定めている。
- これまで概ね10年に一度改訂が行われてきているところであり、次期検討に向けて資料やデータを蓄積しておく必要がある。

## 目的

- 幼稚園教育要領は大綱的な基準であるため、それを踏まえ各園が自らの課題や強みを踏まえた教育課程や指導計画、指導方法を改善していく必要がある。  
ついては、幼稚園教育要領実施初年度の現場での取組状況を把握し、次期改訂の検討の際に、平成30年改訂の成果や課題を把握する際の基礎的な資料・データとする。
- また、幼児教育の教育課題に対応する調査研究を進め、次期改訂の検討の際の資料や、文部科学省が作成する指導資料の資料として活用する。

※前回の改訂スケジュール

2014年11月諮問 → 2016年12月答申 → 2017年3月告示 → 2018年4月実施

## 事業内容

### （1）幼稚園教育要領の実施状況の調査

次期幼稚園教育要領の改訂に向け、新幼稚園教育要領が実施された平成30年度における教育課程や指導方法の改善状況等についての資料やデータを収集・分析する。【委託先：大学、研究機関等 1件】

事業実施期間：1年間

### （2）幼児教育における教育課題に応じた指導方法等の調査研究

今後の教育課程の基準の改善等に向けた資料・データの収集や、小学校教育との接続、特別な支援を要する幼児への指導、家庭教育との連携等、教育課題に対応した指導の在り方を調査研究する。  
(Society5.0時代の先端技術の活用を通じて、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を含む) 【委託先：大学、研究機関等 10件程度】

事業実施期間：3年間

〔調査研究を通じて期待される効果〕 改訂の検討の際に必要な幼児教育の実践に関する資料やデータを収集し蓄積しておくことで、次期幼稚園教育要領の内容や、国が作成する指導資料の内容の充実が図られる。

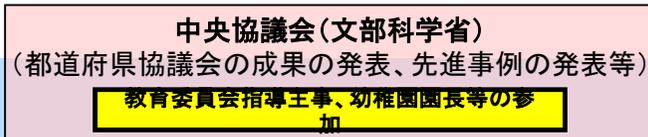
## 背景・目的

- 平成29年3月に新しい幼稚園教育要領が示され、平成30年4月から全面実施されている。
- 各幼稚園において新幼稚園教育要領の正しい理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行い、新幼稚園教育要領に基づく充実した教育活動の展開を促進する。

## 事業内容

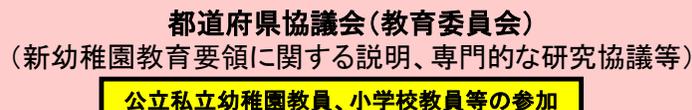
### 幼稚園教育理解推進事業

各都道府県において行う幼稚園教育に関する専門的な研究協議等の成果を、中央協議会において発表・共有することで、さらなる幼稚園教育の振興・充実を図る。



協議の成果報告  
中央協議会への参加等

協議主題の提示  
中央協議会への参加依頼等



### 幼稚園教育要領の実施のための指導資料の作成

新しい幼稚園教育要領に基づく教育活動を着実に実施するため、その内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料を作成する。

- 平成30年度  
指導資料第3集「幼児理解と評価」について、幼稚園教育要領の改訂とそれに伴う幼稚園幼児指導要録の改善を踏まえ、「幼稚園教育において育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」などの内容を加筆し、改訂を行う。
- 平成31年度(案)  
新幼稚園教育要領に基づいた以下の内容の指導資料を作成する。
  - ・特別な支援を要する幼児への指導の在り方について
  - ・幼児理解と教材研究の在り方について

## 期待される成果

幼稚園教育要領の内容や、幼稚園教育要領に基づいた先進的な実践について理解することで、各幼稚園における適切な教育課程の編成・実施が促進される。

## 背景・目的

- 平成27年4月より質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」が始まったが、国際的にも幼児教育への関心が高まっている。現在、OECDにおいて、質の高い幼児教育を提供するための基礎データとなる国際比較調査事業等が計画されている。
- これらの事業等への参加により、現在は収集されていない国際比較可能な幼児教育・保育施設の保育者の活動実態に関するデータや、幼児教育の質の向上に関する各国の好事例など、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることができる。

## 事業の主な概要

下記の事業へ参加し、幼児教育の質向上のための施策立案に活かす。

園レベルでの実態調査

- **OECD国際幼児教育・保育従事者調査** (International ECEC Staff Survey) ※9カ国が参加中  
勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等を2018年に調査し、分析結果を2019～2020年度にかけて公表予定。

行政レベルでの調査

- **幼児教育の多面的な質に関する調査研究** (Quality beyond Regulations in ECEC) ※参加国数未定  
2019～2020年に各国における幼児教育の質向上に関する政策について調査し、幼児教育の多面的な質に関する政策フレームワークを作成予定。

両事業のデータをあわせて分析し、2021年度に最終報告書（幼児教育・保育白書第6巻）を公表予定。

※ 拠出金については、文部科学省、厚生労働省、内閣府で按分して負担。

※ 国内における調査実施の事務的経費については国立教育政策研究所で負担。

## 事業概要

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

### 認定こども園施設整備交付金

3,424百万円 (2,248百万円)

### 教育支援体制整備事業交付金

1,081百万円 (1,100百万円)

#### 認定こども園整備

- 認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助  
(新增改築、大規模改修等)
  - ・幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分  
(いわゆる幼稚園部分)
  - ・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
  - ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- 負担割合： 国 1 / 2、市町村 1 / 4、事業者 1 / 4
- ※ 年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。  
既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。

#### 幼稚園耐震化整備

- 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。  
(改築、増改築等)
  - ・私立幼稚園の耐震化経費
- 負担割合： 国 1 / 2、事業者 1 / 2
- ※ 既に認定こども園に移行した場合を含む。



#### 防犯対策整備

- 幼稚園型認定こども園における門、フェンス、ブロック塀、防犯カメラ等の設置に要する費用の一部を補助。
  - ・幼稚園型認定こども園の防犯対策整備
- 負担割合： 国 1 / 2、市町村 1 / 4、事業者 1 / 4
- ※ 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園における防犯対策整備については、厚生労働省所管の保育所等整備交付金で対応。



#### 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

- 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得等するための受講料、及び保育士資格を取得する幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。
- 負担割合： 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2



#### 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

- 施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。
- 負担割合： 認定こども園の場合・・・国 1 / 2、事業者 1 / 2



#### 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

- 認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用等を支援。
- 負担割合： 国 1 / 2、事業者 1 / 2
- ※ 都道府県や関係団体等が主催する研修が対象。



#### 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

- 認定こども園等に移行する幼稚園の準備に必要な経費を支援。
- 負担割合： 国 1 / 2、事業者 1 / 2



#### 園務改善のためのICT化支援

- 認定こども園等における園務を改善するため、園のICT化を促進し、事務負担の大幅な軽減を図る。
- 負担割合： 国 3 / 4、事業者 1 / 4



## 事業概要

学校法人立幼稚園等の緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強、耐震改築、非構造部材の耐震対策等に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策やエコ改修等に要する経費の一部を補助することにより、幼稚園の環境整備を図る。

※「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」への対応として、園舎の耐震化や外壁・天井等の非構造部材の耐震対策支援に約769百万円を計上。

## 対象事業内容

- |               |  |
|---------------|--|
| 1. 耐震補強工事     | … 耐震補強、非構造部材の耐震対策、防災機能強化（ブロック塀等の安全対策を含む） |
| 2. 防犯対策工事     | … 門・フェンス・防犯監視システム等の設置工事                  |
| 3. 新築・増築・改築事業 | … 新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築                  |
| 4. アスベスト等対策工事 | … 吹き付けアスベストの除去等                          |
| 5. 屋外教育環境整備   | … アスレチック遊具、屋外ステージ等の整備                    |
| 6. エコ改修事業     | … 太陽光発電の設置、省エネ型設備の設置                     |



## 補助率

- 地震による倒壊等の危険性が高い<sup>(※)</sup> 施設の耐震補強工事  
(※) 非木造：Is値0.3未満、木造：Iw値0.7未満 …【1/2以内】
- 上記以外 …【1/3以内】

# Outline

- 1 「幼児教育」の現状
- 2 幼児教育の無償化について
- 3 新しい時代の初等中等教育の在り方について（中教審諮問）
- 4 幼稚園教育要領について
- 5 令和元年度予算について
- 6 事故防止及び虐待対応

# 幼稚園におけるプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について

## ○ 消費者安全調査委員会の実態調査報告

(平成30年4月24日公表)

### 【調査の目的】

教育・保育施設におけるプール活動・水遊びに関する実態を多面的に把握する（平成23年に神奈川県で発生したプール事故に関する意見のフォローアップ）

### 【調査方法】

全国計5000か所の幼稚園、保育所、認定こども園を抽出（私立幼稚園は600か所）し、施設の管理者（園長）や勤務する幼稚園教諭、保育士等に対するアンケート調査を実施。（うち私立幼稚園は396か所から回答を回収）

### 【調査項目（抜粋）と結果（私立幼稚園回答園のみ）】

- 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の把握度
  - ・・・24.6%が「存在を把握していない」
- プール活動・水遊びの際に監視に専念する職員の数
  - ・・・11.1%が「いない」（5歳児クラス）
- 緊急時対応マニュアルの作成
  - ・・・43.4%が「作成していない」

### 【附属資料】・・・各施設参考用

- ✓ プール活動・水遊びに関するチェックリスト  
(園長用・職員用)
- ✓ 参考となる対応策  
(指導マニュアル、職員への事前教育、緊急時対応訓練等)

**附属資料 1**  
**プール活動・水遊びに関するチェックリスト<sup>※1</sup>**  
 ～ 園長用 ～

- 内閣府、文部科学省、厚生労働省「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月31日）を確認してください。
- 事故を未然に防止するため、プール活動に関する活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちな点について事前教育を十分に行ってください。
- プール活動に関わる職員に対して、子供を対象とする非常時の対応について事前教育を行ってください。
- 一刻を争う状況にも対応できるように「119（EAP<sup>※2</sup>）を整理し、マニュアルや定期的な訓練」が、緊急時に実践できるよう、日頃から緊急時対応的なものであるかを検証し、必要に応じて見直しを行い、園内での連絡の手順（誰が、どの順番で）を確認してください。
- プール活動・水遊びに関する指導マニュアルを検証し、必要に応じて見直ししてください。  
特に以下の項目については十分に検証してください。
  - ・プール活動・水遊びの活動の内容や時間帯、活動のリズムなど、安全性を考慮して適切な監視者の人数、配置については、園のプール開きの人数、年齢、時間帯など園ごとに検討し、ヒヤリハットが発生したとき改善策を検討して実行してください。
- プールでの指導を行う職員のほかに、監視者について次の事項をあらかじめ確認し、監視者は、水の外、プールサイドに配置し、集中力を保つため、できるだけ定期的に複数名で監視をさせるときは、担当エリアを分けるようにしてください。
- 監視者は、目立つ色の帽子やビブス等を着用し、水の外で監視に専念する人員を配置するよう努めてください。
- 時間的余裕をもって活動させてください。

**附属資料 2**  
**プール活動・水遊びに関するチェックリスト<sup>※1</sup>**  
 ～ 監視を担当する職員・スタッフ用 ～

監視者は、監視に専念しなければなりません。プール活動の指導や片付けをしてはいけません。一瞬たりとも子供たちから目を離さないことが大事です。

- プール活動・水遊びの前
  - 目立つ色の帽子やビブスなど、周囲から誰が監視者であるか分かるものを身につけよう。子供たちに、「監視の先生はみんなを守る事が仕事なので、話しかけられない、用を頼まない、一瞬に遊んだりできないこと」を知らせておきましょう。
- あなたが監視する位置と時間を確認しましょう。監視エリアの全体が見えるよう、プールサイドで水の外から監視をしましょう。
  - ・集中力を保つため、できるだけ定期的に交代しましょう
  - ・複数名で監視をさせるときは、担当エリアを確認しましょう。
- 園で決めた緊急時対応の手順をあらかじめ確認しましょう。プールサイドに、連絡手段（電話など）やAEDがあることをあらかじめ確認しましょう。
- プール活動・水遊び中
  - プール全体、子供たち全員を監視しましょう。
  - 定期的に視線を動かしながら監視しましょう。



(出典：特定非営利活動法人日本ライフセービング協会編2017年9月10日発行「プール・ライフガードング教本」P.35-36)

公立保育所	人の目を多くするため、時間を作りながら、プールにいる。監視員は監視に徹するよ共通認識を持っている。気温+水温が50℃以上
-------	--

**2. 職員に対する事前教育について（監視のポイントなど）**

園の種類	回答
私立幼稚園	毎年、事前研修として教員が安全管理のDVDを見る。プールサイドから監視する者は、全体を見るのではなく、担当エリアだけを目を放さず監視する。
公立幼稚園	プール開きの際、園児を対象に職員全員で具体的に危険な動作を演じて示している。ストーリー、セリフ、動きを通して演劇的に示

40

62

# 幼稚園における事故の報告・検証について

		私学助成幼稚園		新制度に移行した幼稚園 (幼稚園型認定こども園含む)	
通知、 指針 等	報告	①学校事故対応に関する指針（H28.3.31） 及び ②特定教育・保育施設等における事故の報告等について（H29.11.10改正版）		特定教育・保育施設等における事故の報告等について（H27.2.16、改正H29.11.10）	
	調査	学校事故対応に関する指針（H28.3.31）		教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（H28.3.31）	
事故の 種類	死亡 事故	報告	国に一報（①・②に基づく）	死亡 事故 ・ 重 大 事 故	○国に一報 ○第二報で基本調査に当たる内容を国へ報告 →事故データベースへ登録 ○死亡事故は、詳細調査に当たる検証を必ず実施。 ○重大事故は、詳細調査に当たる検証を必要に応じて実施。 ○検証結果は国に報告
		調査	基本調査：必須（①に基づく） 詳細調査：原則実施→結果は国に報告（①に基づく）		
	重大 事故	報告	国に一報（②に基づく）		
		調査	基本調査：実施を設置者が判断（①に基づく） 詳細調査：基本調査を実施した場合原則実施（①に基づく） →詳細調査を実施した場合は、報告は国に行う。（①に基づく）		
報告先	文部科学省		文部科学省		

【注】 全ての幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）に、学校保健安全法が適用される。

# 教育・保育施設等における事故報告及び事故情報データベース

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 中間取りまとめ（平成26年11月28日）を踏まえて、

- ① 特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成27年2月16日）
  - 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における事故の報告等について（平成27年3月27日）
  - 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における事故の報告等について（平成27年3月27日）
  - 子育て短期支援事業における事故の報告等について（平成27年3月27日）を地方自治体宛てに通知した。
- ② 「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」について内閣府HPで公表開始（平成27年6月30日）

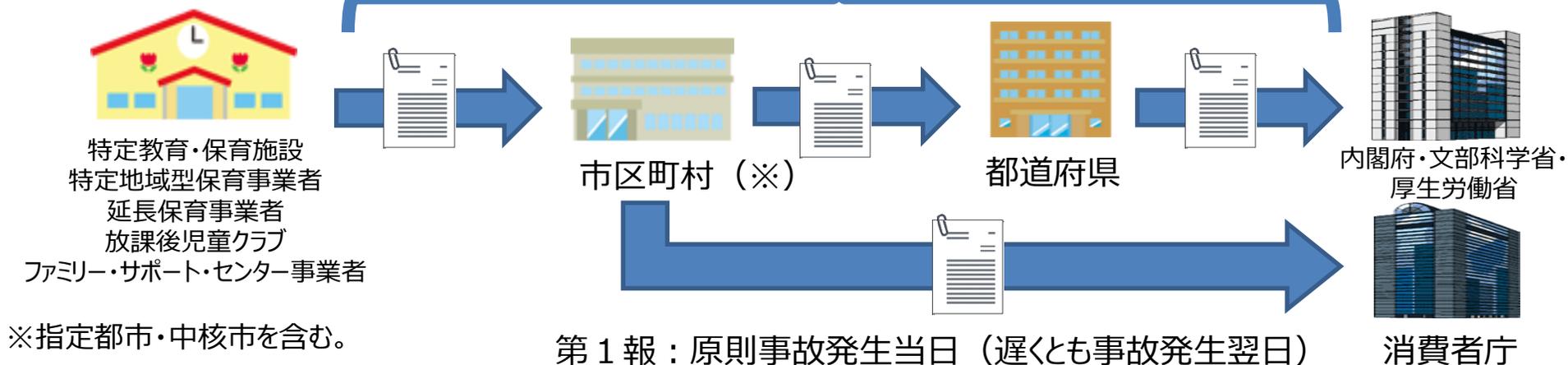
## 【① 事故報告】

- 報告対象となる施設・事業範囲
  - ・特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）
  - ・幼稚園（特定教育・保育施設でないもの）
  - ・特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）
  - ・地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ・トワイライトステイ）
  - ・認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業
- 報告対象となる重大事故の範囲
  - ・死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病を伴う重篤な事故等（意識不明の事故を含む。）
- 報告期限
  - ・国への第1報は原則事故発生当日（遅くとも翌日）、2報は原則1ヶ月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行う。  
第1報…事故発生日時、子どもの年齢・性別、発生場所、発生状況等 第2報…事故の概要、事故発生の要因分析等

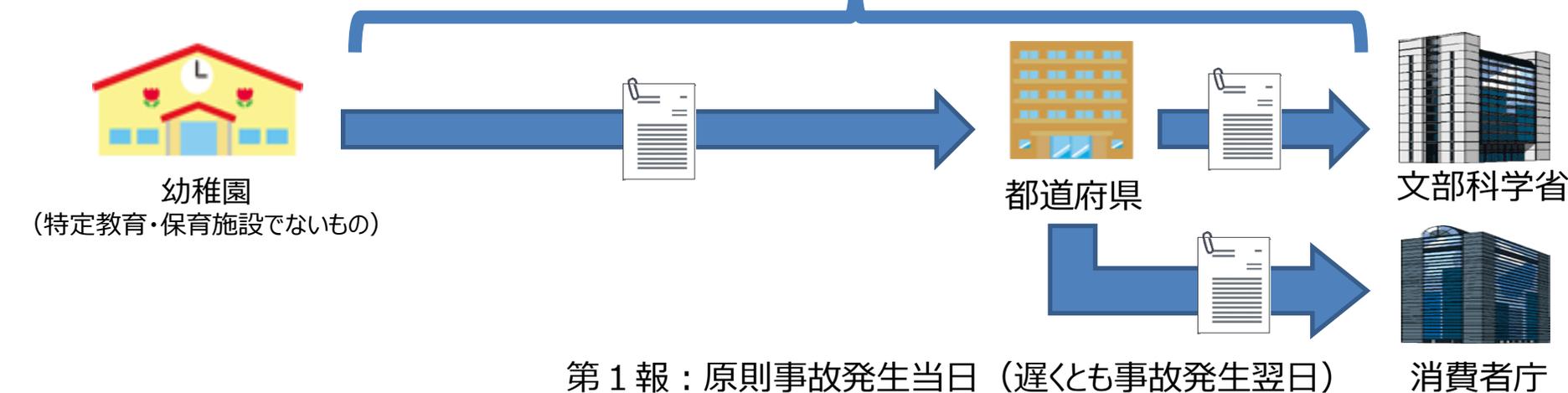
## 【② 事故情報データベース】

- データベースの公表対象は、原則として自治体から第2報以降の事故報告とする。  
（事故発生の要因分析等、事故の再発防止のため有用な情報は、原則として第2報以降に記載されるため）
- プライバシーに配慮する観点から、個人情報、施設等の名称・所在地等、事案を特定されるものは掲載しない  
（自治体を通じて保護者・関係者等の了解を得たものを公表しており、記載内容は自治体によるもので、国で修正等を加えていない。）
- データベース掲載頻度は概ね3か月に1回（4半期ごと）
- 公表データベース項目
  - ・認可・認可外の別 ・施設・事業所種別 ・事故発生時期（月と時間帯）と発生時の場所・状況 ・子どもの年齢と性別
  - ・発生時の体制（クラス年齢・子どもの数・教育・保育等従事者数等） ・事故状況（死因・負傷状況・受傷部位・診断名）
  - ・事故誘因 ・事故概要 ・事故発生の要因分析（ソフト面、ハード面、環境面、人的面）
  - ・事故発生の要因分析に係る自治体のコメント

- ①第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
- ②第2報：原則1ヶ月以内程度 等



- ①第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
- ②第2報：原則1ヶ月以内程度 等



教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめ（平成27年12月21日）を踏まえて、地方自治体宛てに以下を通知し、施設・事業者に周知。（平成28年3月31日発出）

- ① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
- ② 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

### 【① 重大事故の再発防止のための検証】

- 検証の実施主体
  - ・市 町 村…認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業等）、地域子ども・子育て支援事業
  - ・都道府県…認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業
- 検証の対象範囲
  - ・死亡事故、意識不明等地方自治体において検証が必要と判断した重大事故
- 検証組織による検証
  - ・検証は、外部の委員で構成する検証委員会を設置して実施する。
  - ・検証委員は、重大事故の再発防止に知見のある者（例：学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者）
- 検証の報告
  - ・検討委員会は、検証結果を踏まえて、具体的な対策について提言を行う。
  - ・検証結果、提言を盛り込んだ報告書を公表し、国に提出する。

### 【② 事故防止等のためのガイドライン】

- 事故防止のための取組み～施設・事業者向け～
  - ・重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、プール活動・水遊び、食事中）ごとの注意事項
  - ・事故防止のための研修等による体制づくり
- 事故防止のための取組み～地方自治体向け～
  - ・地方自治体、施設・事業者との連携体制の整備
  - ・施設・事業者に対する研修や指導監査等の実施
- 事故発生時の対応～施設・事業者、地方自治体共通～
  - ・事故発生時の段階的な対応（事故発生直後、事故直後以降、状況の記録、保護者等への対応、報道機関への対応、国への事故報告、検証の実施）

# 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の概要

- 「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）を踏まえ、学校・教育委員会等が児童虐待の対応に留意すべき事項をまとめたマニュアルを作成。

## 【基礎編】

1. 虐待とは
2. 虐待が及ぼす子供への影響
3. 学校、教職員等の役割、責務
  - ・虐待の早期発見、早期対応や、関係機関（児童相談所、市町村（虐待対応担当窓口）、警察）との速やかな連携、通告元の情報不開示など、学校や教職員が求められる具体的な役割を解説
  - ・関係機関である児童相談所、市町村、警察の役割を解説
4. 教育委員会等設置者の役割
  - ・教育委員会等設置者が行うべき体制強化や研修等の充実

## 【対応編 1 日頃の観察から通告まで】

1. 通告までの流れ
    - ・発生予防としての幼児児童生徒への相談窓口周知や保護者への啓発
    - ・教職員による日頃からの観察、DV問題家庭への留意、虐待による外傷の具体的解説、関係機関への報告様式等を提示
    - ・教員個人ではなく学校組織としての早期の対応や関係機関との連携など、チームとしての対応の必要性を解説
    - ・子供や保護者から聞き取りをする場合の留意事項
  2. 通告の判断に当たって
    - ・学校は守秘義務違反や刑事上の責任を気にしてためらうことなく通告することが重要
  3. 通告の仕方
    - ・市町村、児童相談所、警察への通告等の判断、通告等の方法と教育委員会等への連絡
- ※性的虐待について、その特徴や心身の健康への影響、対応方法を解説

# 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の概要

## 【 対応編 2 通告後の対応 】

1. 通告後の対応
  - ・ 通告後48時間以内の児童相談所の「安全確認」や「情報収集」に対する協力
  - ・ 一時保護所に保護された子供の通学・通園の留意点、一時保護解除後の留意点、長期欠席状況の把握、施設入所時の連携等
2. 要保護児童等への対応
  - ・ 要保護児童対策地域協議会への参画や進行管理台帳に登録された子供の出欠状況等の情報提供
  - ・ 7日以上欠席した場合には速やかに関係機関に情報提供

## 【 対応編 3 子供・保護者との関わり方、転校・進学時の対応 】

1. 虐待を受けた子供への関わり
  - ・ 虐待を受けた子供への心のケアとして、学校で安心して過ごせるような配慮のポイント
2. 保護者への対応
  - ・ 保護者の要求や相談に対し、学校はチームで対応する。「親権」を理由にした威圧的、拒絶的な態度に対しても毅然とした対応が重要。学校は組織的な対応や教育委員会への連絡、関係機関との連携による対応を行う。
  - ・ 子供を就学させないといった事態にも就学義務違対応として教育委員会との連携を行う。
  - ・ 学校、教育委員会等は、保護者から虐待認知の端緒や経緯の開示請求があっても漏らしてはならない。個人情報保護条例等に基づく請求であっても、子供の生命を守る上での支障とならないかなど慎重に検討する。
3. 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ
  - ・ 転居の情報は関係機関と共有し、学校間の確実な引継ぎを行う。

# 虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検フォローアップ結果【概要】

## フォローアップの概要

**対象施設** 国公立の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（第1～3学年）、高等専修学校等

**対象児童生徒等** 平成31年2月1日以降2月14日まで一度も登校していない児童生徒等について緊急点検を行った結果、3月8日時点で面会ができておらず市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等（10,417人）

**フォローアップの方法** 3月9日以降4月15日までの間に以下のいずれかの方法によりフォローアップを実施  
 ・学校等の教職員による面会 ・教育委員会職員等による面会 ・その他関係機関による面会

**報告事項** 面会の有無、市町村・児童相談所・警察に対する面会結果の情報共有の有無等

## フォローアップ結果の概要

緊急点検対象の187,462人のうち、3月8日までに面会できず関係機関に情報共有しなかった10,417人（5.6%）を対象にフォローアップ

	市町村、児童相談所 又は警察に情報共有した	虐待の恐れがないと判断し、 市町村、児童相談所又は 警察に情報共有しなかった	対象児童生徒等が 満18歳に達しているため 情報共有しなかった	計
学校等の教職員や教育委員会の職員等により面会ができた	172 (1.7%)	6,954 (66.8%)		7,126 (68.4%)
学校等の教職員や教育委員会の職員等により面会ができなかった	321 (3.1%)	1,999 (19.2%)	971 (9.3%)	3,291 (31.6%)
計	493 (4.7%)	8,953 (85.9%)	971 (9.3%)	10,417 (100.0%)

虐待の恐れがある又は否定できない児童生徒等の情報を関係機関に共有

学校等の欠席を端緒として得られた虐待のリスク情報を関係機関が共有し必要な支援等を実施

## 虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検フォローアップ結果【概要】

- ⑤ 面会できなかったもののうち、対象児童生徒等の平素の状況や定期的な家庭訪問、本人への電話連絡などにより、虐待の恐れがないと判断し、市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかったものの理由

理由	人数	割合
不登校	889	44.5%
留学・海外遠征・校外学習等	429	21.5%
家族の一時帰国・海外渡航等への同行	214	10.7%
病気療養	182	9.1%
受験・就職活動等	107	5.4%
休学	103	5.2%
保護者の出産・病気等による実家への帰省等	75	3.8%
計	1,999	100.0%



**再度フォローアップを実施**

# 虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検フォローアップ結果【概要】

## フォローアップを踏まえた対応

### <面会ができず情報共有を行わなかったもの（1,999人）について>

- 4月15日時点で面会ができおらず、市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等であって、18歳未満の者（1,999人）については、4月16日以降5月31日までの面会の状況等を6月7日までに国に対して報告。

### <教育委員会等への周知>

- 平成31年3月28日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について」の趣旨・内容の十分な理解の下、教育委員会等における児童虐待防止対策の充実に努めるとともに、所管の学校等において児童虐待防止対策がより一層適切に推進されるよう、周知する。